

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月2日
【会社名】	株式会社ロコンド
【英訳名】	LOCONDO, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 裕輔
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	03-5465-8022（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部ディレクター 田村 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	03-5465-8022（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部ディレクター 田村 淳
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,303,764,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,081,822,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 392,258,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行株式】**

種類	発行数（株）	内容
普通株式	924,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 平成29年2月2日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成29年2月16日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成29年2月2日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式236,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成29年2月24日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年2月16日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	924,000	1,303,764,000	705,566,400
計（総発行株式）	924,000	1,303,764,000	705,566,400

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年2月2日開催の取締役会決議に基づき、平成29年2月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,660円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,533,840,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成29年2月27日(月) 至 平成29年3月2日(木)	未定 (注) 4.	平成29年3月6日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年2月16日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年2月24日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年2月16日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年2月24日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年2月2日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年2月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年3月7日（火）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年2月17日から平成29年2月23日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目3番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年3月6日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	—	924,000	—

- (注) 1. 平成29年2月16日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成29年2月24日）に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,411,132,800	12,000,000	1,399,132,800

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,660円）を基礎として算出した見込額であります。

２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

３．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額1,399,132千円については、「１ 新規発行株式」の（注）４．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限360,877千円と合わせて、①当社認知度向上のための広告宣伝費、②物流機能の増強に係る設備資金、③既存事業強化のための運転資金に充当する予定であり、それらの具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

なお、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

①当社認知度向上のための広告宣伝活動や販売促進活動の資金として、ECサービスにおける広告宣伝費に796,000千円（平成30年２月期に357,000千円、平成31年２月期に439,000千円）を充当する予定であります。

②当社では平成29年３月に物流機能増強のため物流倉庫「ロコポート」を移転する計画があり、かかる計画に従い設備資金（敷金及び保証金、什器備品、電源工事等）※173,000千円（平成30年２月期に173,000千円）、移転資金52,000千円（平成30年２月期に52,000千円）を充当する予定であります。

なお、敷金及び保証金の総額は207,026千円ですが、うち137,051千円については平成29年２月に自己資金を充当し、残額の69,975千円につき手取金を充当する予定であります。

③事業拡大を図るための商品仕入の増加に係る運転資金870,000千円の一部として739,009千円（平成30年２月期に360,000千円、平成31年２月期に379,009千円）を充当する予定であります。なお、不足額については自己資金により充当をいたします。

※物流機能増強にかかる設備資金173,000千円のうち主な内容は下記の通りであります。

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	充当予定額（千円）
ロコポート（物流倉庫） （千葉県八千代市）	EC事業	敷金及び保証金	69,975
ロコポート（物流倉庫） （千葉県八千代市）	EC事業	商品保管棚	71,000
ロコポート（物流倉庫） （千葉県八千代市）	EC事業	電源工事	28,000

（注）「ロコポート」は賃借倉庫であります。なお、移転後における物流倉庫「ロコポート」の延床面積は33,493㎡（平成29年８月に予定している増床分を含む。）となる予定です。

（注）設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第３ 設備の状況 ３ 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年2月24日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	651,700	1,081,822,000	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合 154,100株 Johannisstr. 20, 10117 Berlin, Germany FabFurnish GmbH 146,200株 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合 74,900株 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 50,000株 東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ2号投資事業有限責任組合 50,000株 東京都港区 秋里 英寿 50,000株 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 アント・リード2号投資事業有限責任組合 41,100株 102 University Ave., Suit 1A, Palo Alto, CA 94301, USA WiL Fund I, L.P. 34,400株 東京都世田谷区 田中 裕輔 25,000株 東京都中央区日本橋一丁目17番10号 ネオステラ1号投資事業有限責任組合 8,500株 東京都杉並区 田村 淳 2,500株 東京都渋谷区 藤樹 賢司 2,500株 東京都文京区 田村 達裕 2,500株 東京都世田谷区 菊地 鉄也 2,500株 神奈川県川崎市幸区 野村 文子 2,500株 東京都目黒区 浜口 数馬 2,500株 千葉県市川市 中村 知貴 2,500株
計(総売出株式)	—	651,700	1,081,822,000	—

（注）1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売価（1,660円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成29年 2月27日(月) 至 平成29年 3月2日(木)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成29年2月24日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	236,300	392,258,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 236,300株
計(総売出株式)	—	236,300	392,258,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年2月2日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式236,300株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,660円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成29年 2月27日(月) 至 平成29年 3月2日(木)	100	未定 (注) 1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成29年2月24日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、平成29年3月7日に東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田中裕輔、田村淳、藤樹賢司、田村達裕、菊地鉄也及び浜口数馬（以下あわせて「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年2月2日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式236,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 236,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定 （注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成29年4月4日（火）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成29年2月16日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年2月24日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年3月7日から平成29年3月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である田中裕輔、田村淳、藤樹賢司、田村達裕、菊地鉄也及び浜口数馬は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年6月4日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、売出人であるアント・リード・グローバル投資事業有限責任組合、ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合、テクノロジーベンチャーズ2号投資事業有限責任組合、秋里英寿、アント・リード2号投資事業有限責任組合、Wil Fund I, L.P及びネオステラ1号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年6月4日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって主幹事会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年9月2日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年2月2日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等は除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者（株式会社アルペン及びSparrowhawk Partners, Inc.）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

なお、主幹事会社は当社の新株予約権を保有しており、その行使期間は、当社がいずれかの金融商品取引所に上場した日から3ヵ月を経過した日から平成36年12月27日までとなっております。当該新株予約権の内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1. 事業の概況」～「3. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社は「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、「自宅で試着、気軽に返品」できる、靴とファッションの通販サイト、「LOCONDO.jp」を軸とする「EC サービス」、また、EC サービスで構築したIT・物流インフラ等のプラットフォームを共有・活用し、各ブランドを総合的に支援する「プラットフォームサービス」の2つを運営しております。各サービスの概要は下図のとおりであり、EC サービスには「LOCONDO.jp」とLOCOMALL、プラットフォームサービスにはブランド自社公式ECサイトの運営(BOEM: Brand's Official E-commerce Management)、倉庫受託サービス(e-3PL)、店舗欠品フォローシステム(LOCOCHOC)、百貨店向けの品揃え補完サービス(LOCOCHOC-D)があります。

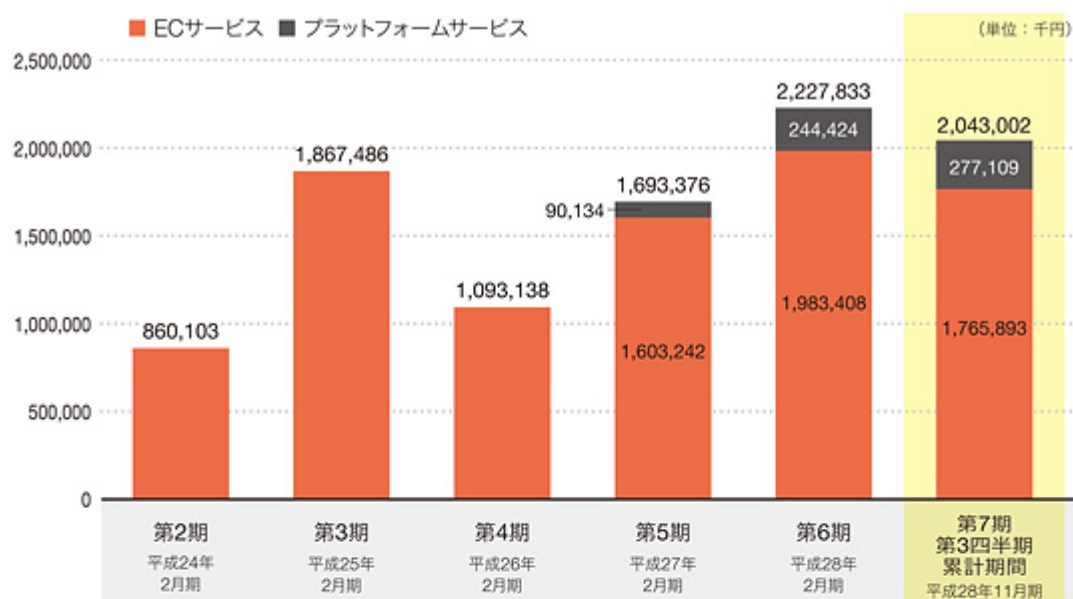
EC サービスとプラットフォームサービスは相互補完的な関係になっております。各ブランドが当社のプラットフォームサービスを導入した場合、ブランドが保有する店舗用を含む在庫が当社の倉庫に集約されます。EC サービスとプラットフォームサービスは在庫を共有(「在庫シェアリング」)しているため、EC サービスの品揃えが自動的に強化され、EC サービスの売上向上に寄与するものと考えております。

また、EC サービスとプラットフォームサービスは、在庫だけでなく、それぞれの基盤となるECシステムや物流インフラ等を共有(「プラットフォームシェアリング」)しているため、ECシステムの機能やサービスを改善すると、プラットフォームサービス、特に「BOEM」の機能やサービスにも反映され、ブランドの自社公式ECサイトの売上向上に寄与するものと考えております。



LOCONDO.jp

売上高

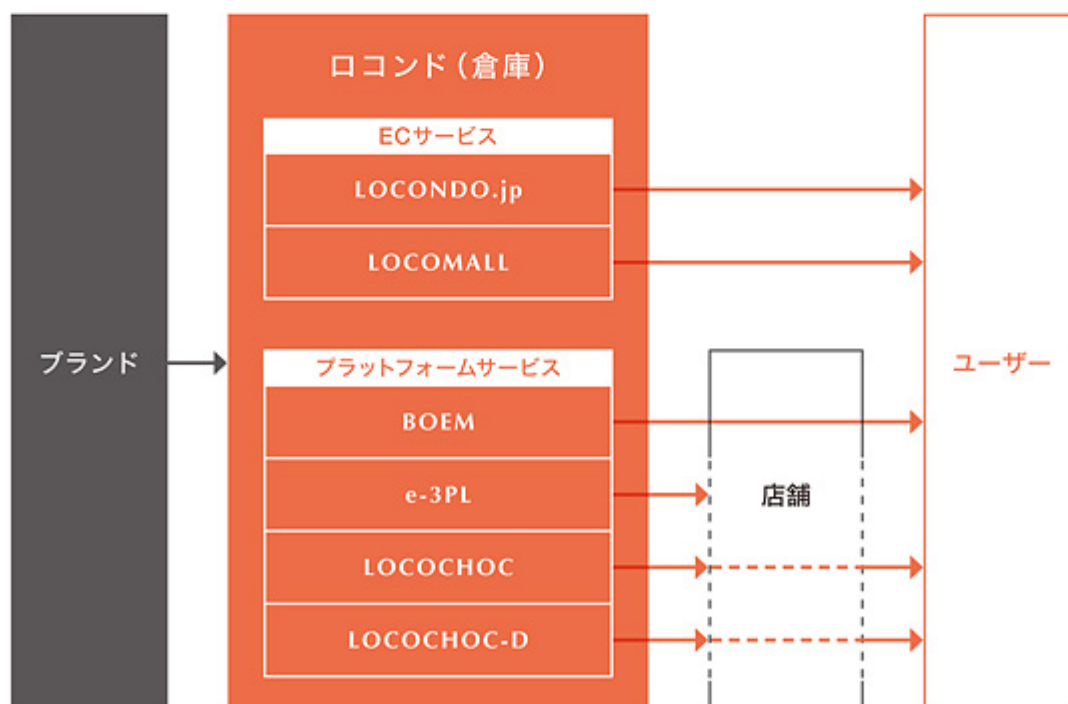


※1 売上高には消費税等は含まれておりません。

※2 第4期よりECサービスの受託型に係る売上高については、商品取扱高を売上高とする方法から手数料部分を売上高とする方法に変更しております。これにより第4期の売上高は従来の方による場合と比較して1,852,898千円少なく計上されております。

※3 プラットフォームサービスは第3期より開始いたしましたが、売上高の重要性から第5期よりサービス別に区分した売上高としております。

商品の流れ



2 事業の内容

1. ECサービスについて

ECサービスは、一般消費者であるユーザーが、当社が運営するショッピングモールサイト「LOCONDO.jp」、楽天株式会社が運営するショッピングモールサイト「楽天市場」及びヤフー株式会社が運営するショッピングモールサイト「Yahoo! ショッピング」等の他社モールにて展開する「LOCOMALL」を通じて各ブランドの商品を購入できるサービスであります。

特に LOCONDO.jp におきましては、一部例外はありますがユーザーに対して、「即日出荷」、「送料無料」、「サイズ交換無料」、「返品送料無料」のサービスを提供しております。



LOCONDO.jpサイト



即日出荷 ￥0
(一部例外あり)



送料 ￥0
(一部例外あり)



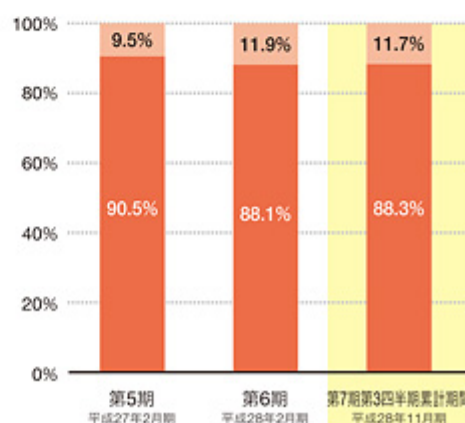
サイズ交換 ￥0
(一部例外あり)



返品送料 ￥0
(一部例外あり)

また、EC サービスは、その仕入形態に応じて受託型（当社が各ブランドから商品を預り販売）と買取型（当社が各ブランドから商品を買取販売）に分類されますが、EC サービスにおける商品取扱高（返品後）に対する受託型の割合は右記の通り約 9 割を占めております。

商品取扱高比率（受託型/買取型） ■ 受託型 ■ 買取型



LOCONDO.jp

2.プラットフォームサービスについて

プラットフォームサービスは、①BOEM（Brand's Official E-commerce Management）、②e-3PL（3rd Party Logistics）、③LOCOCHOC（ロコチョコ）/ LOCOCHOC-Dの3つを提供しています。

①BOEM

「LOCONDO.jp」のECシステムや物流インフラ、商品データや画像等を共有・活用し、各ブランドが運営する自社公式ECサイトのシステム開発・運営だけでなく、商品の出荷や返品、ユーザーからの問い合わせ対応、オンライン広告の運用など、ブランドの自社公式ECサイト運営のための必要業務をワンストップで提供しております。

また「LOCONDO.jp」とプラットフォームを共有しているため、追加コストをかけることなく常に「LOCONDO.jp」と同じ機能・サービスで自社公式ECサイトを運営することが可能です。



BOEMサイト

②e-3PL

当社の物流インフラを活用する事により、各ブランドの在庫をECサービスで出荷するだけでなく、リアル店舗や他社ECへの出荷にも対応が可能です。e-3PLサービスを導入する事により、各ブランドは物流倉庫を持たずに事業運営が可能となり、物流倉庫関連コストの削減のみならず、保有する全ての在庫をオンラインで販売することができるため、ブランド全体の在庫回転率を向上させることが期待できます。



上／物流倉庫（賃借）の外観 平成
29年3月稼働予定
下／出荷業務の様子

③LOCOCHOC/LOCOCHOC-D

当社の物流インフラ機能を利用したLOCOCHOC、及び、その機能を拡張したLOCOCHOC-D（Department）を提供しております。

LOCOCHOCは、「LOCONDO.jp」に出店しているブランドを対象に、各ブランドのリアル店舗において欠品が生じた場合や、店舗にない商品をユーザーがご要望の場合、店舗でご注文の受付・決済をした後に、当社の物流倉庫からユーザーのご自宅又はリアル店舗に「LOCONDO.jp」と同水準のサービス（「即日出荷」※一部例外あり）での直送が可能なサービスです。



さらに、LOCOCHOCを機能拡張したLOCOCHOC-Dを百貨店向けに提供しております。LOCOCHOCでは、それぞれのブランド在庫しか注文できないのに対し、LOCOCHOC-Dでは原則、当社が取り扱っている全ての在庫の取寄せ・販売が可能となります。百貨店側としては、ブランド側とその都度出店手続等のやりとりをせずに品揃えを補強することができ、ブランド側としても販売員や在庫を新たに準備することなく、商品を百貨店に展示・販売することが可能となります。また、当社にとっても、間接的な形ではありますが、リアル店舗内にショールームを置くことにより販売チャネルの拡大を図ることが可能となっております。



上／LOCOCHOC導入店舗
下／LOCOCHOC-D（タブレット
端末）導入店舗

3 業績等の推移

提出会社の経営指標等

(単位：千円)

回 次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期 第3四半期
決 算 年 月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成28年11月
売上高	860,103	1,867,486	1,093,138	1,693,376	2,227,833	2,043,002
経常利益又は経常損失(△)	△1,411,643	△607,343	△516,378	△633,833	△207,295	158,849
当期純損失(△)又は四半期純利益	△1,495,548	△608,574	△517,614	△635,223	△209,763	283,344
持分法を適用した場合の投資利益	－	－	－	－	－	－
資本金	1,099,318	277,628	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数						212,318
普通株式						
普通株式A	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659	－
普通株式B	7,313	7,313	7,313	7,313	7,313	－
A種優先株式 (株)	59,945	71,935	71,935	71,935	71,935	－
B種優先株式	－	－	36,893	36,893	36,893	－
C種優先株式	－	－	－	25,000	25,000	－
D種優先株式	－	－	－	－	38,518	－
E種優先株式	－	－	－	－	10,000	－
純資産額	415,227	△53,340	23,283	△111,940	979,304	1,262,648
総資産額	556,833	537,094	496,902	585,460	1,682,222	2,045,072
1株当たり純資産額 (円)	△14,191.59	△18,493.73	△17,307.31	△927.19	△764.71	－
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
1株当たり当期純損失金額(△)又は 1株当たり四半期純利益金額 (円)	△62,321.35	△20,304.78	△17,269.94	△1,059.70	△349.93	359.60
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	－	－	－	－	－	－
自己資本比率 (%)	74.6	△9.9	4.7	△19.1	58.2	61.7
自己資本利益率 (%)	－	－	－	－	－	－
株価収益率 (倍)	－	－	－	－	－	－
配当性向 (%)	－	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	－	－	－	△539,826	△341,445	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	－	－	－	△110,583	△65,402	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	－	－	－	494,584	1,292,403	－
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	－	－	－	78,878	964,433	－
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	62 (9)	56 (4)	60 (8)	66 (7)	68 (11)	70 (9)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

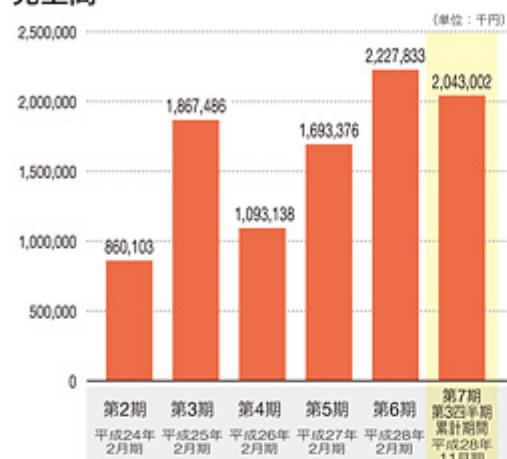
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

LOCONDO.jp

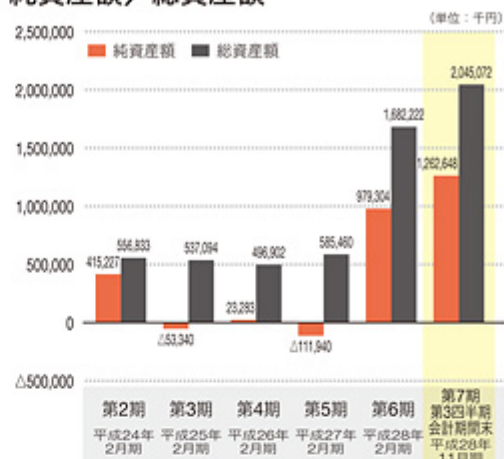
3. 第4期よりECサービスの受託型に係る売上高については、商品取扱高を売上高とする方法から手数料部分を売上高とする方法に変更しております。これにより第4期の売上高は従来の方法による場合と比較して1,852,898千円少なく計上されております。
4. 当社は第2期から第6期において、事業拡大のための先行投資を積極的に行った結果、経常損失及び当期純損失を計上しております。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期から第6期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。また、第7期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
7. 自己資本利益率については、第2期から第6期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 配当性向については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
10. 当社は第5期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第2期から第4期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は年間平均人員を（）内にて外数で記載しております。
12. 第5期及び第6期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。また、第7期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。なお、第2期、第3期及び第4期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
13. 平成28年11月16日付で普通株式B7,313株、A種優先株式71,935株、B種優先株式36,893株、C種優先株式25,000株、D種優先株式38,518株及びE種優先株式10,000株を自己株式として取得するのと引き換えに普通株式Aを189,659株交付しております。なお、平成28年11月22日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づき普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を消却することを決議し、同日付で消却しております。また、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款を変更し、普通株式Aが全て普通株式となったことにより、同日付で発行済株式総数は、普通株式212,318株となっております。
14. 第7期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第7期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第7期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
15. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、発行済株式総数は4,246,360株となっております。
16. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額（△）又は1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
17. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（1の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第2期、第3期及び第4期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回 次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期 第3四半期
決 算 年 月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成28年11月
1株当たり純資産額 (円)	△709.58	△924.69	△865.37	△927.19	△764.71	—
1株当たり当期純損失金額(△)又は 1株当たり四半期純利益金額 (円)	△3,116.07	△1,015.24	△863.50	△1,059.70	△349.93	359.60
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

売上高



純資産額／総資産額



経常利益又は経常損失(△)



1株当たり純資産額



当期純損失(△)又は四半期純利益



1株当たり当期純損失金額(△)又は1株当たり四半期純利益金額



(注) 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額(△)又は1株当たり四半期純利益金額を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月
売上高 (千円)	860,103	1,867,486	1,093,138	1,693,376	2,227,833
経常損失 (△) (千円)	△1,411,643	△607,343	△516,378	△633,833	△207,295
当期純損失 (△) (千円)	△1,495,548	△608,574	△517,614	△635,223	△209,763
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,099,318	277,628	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式A	22,659	22,659	22,659	22,659	22,659
普通株式B	7,313	7,313	7,313	7,313	7,313
A種優先株式 (株)	59,945	71,935	71,935	71,935	71,935
B種優先株式	—	—	36,893	36,893	36,893
C種優先株式	—	—	—	25,000	25,000
D種優先株式	—	—	—	—	38,518
E種優先株式	—	—	—	—	10,000
純資産額 (千円)	415,227	△53,340	23,283	△111,940	979,304
総資産額 (千円)	556,833	537,094	496,902	585,460	1,682,222
1株当たり純資産額 (円)	△14,191.59	△18,493.73	△17,307.31	△927.19	△764.71
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△62,321.35	△20,304.78	△17,269.94	△1,059.70	△349.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	74.6	△9.9	4.7	△19.1	58.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△539,826	△341,445
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△110,583	△65,402
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	494,584	1,292,403
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	78,878	964,433
従業員数 (人)	62	56	60	66	68
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(4)	(8)	(7)	(11)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第4期よりECサービスの受託型に係る売上高については、商品取扱高を売上高とする方法から手数料部分を売上高とする方法に変更しております。これにより第4期の売上高は従来の方法によった場合と比較して1,852,898千円少なく計上されております。
4. 当社は第2期から第6期において、事業拡大のための先行投資を積極的に行った結果、経常損失及び当期純損失を計上しております。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期から第6期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
7. 自己資本利益率については、第2期から第6期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 配当性向については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
10. 当社は第5期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第2期から第4期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（パートタイムを含む。）は年間平均人員を（）内にて外数で記載しております。
12. 第5期及び第6期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
なお、第2期、第3期及び第4期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
13. 平成28年11月16日付で普通株式B7,313株、A種優先株式71,935株、B種優先株式36,893株、C種優先株式25,000株、D種優先株式38,518株及びE種優先株式10,000株を自己株式として取得するのと引き換えに普通株式Aを189,659株交付しております。なお、平成28年11月22日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づき普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を消却することを決議し、同日付で消却しております。また、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款を変更し、普通株式Aが全て普通株式となったことにより、同日付で発行済株式総数は、普通株式212,318株となっております。
14. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、発行済株式総数は4,246,360株となっております。
15. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
16. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第2期、第3期及び第4期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月
1株当たり純資産額 (円)	△709.58	△924.69	△865.37	△927.19	△764.71
1株当たり当期純損失金額 (円) (△)	△3,116.07	△1,015.24	△863.50	△1,059.70	△349.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2【沿革】

年月	事項
平成22年10月	「送料無料」「返品無料」などを取り入れた「顧客サービス至上主義のECサイト事業」の展開を目的に東京都港区赤坂において、資本金3,800万円で株式会社ジェイドを設立
平成22年11月	東京都渋谷区恵比寿に本社移転
平成22年11月	埼玉県三郷市に物流拠点を設立
平成23年2月	無料で試着できる、靴の通販サイト「LOCOND0.jp」サービスを開始
平成23年8月	「LOCOND0.jp」において、バッグの取扱いを開始
平成23年11月	東京都港区赤坂に本社移転
平成24年4月	東京都江東区潮見に物流拠点を移転
平成24年7月	プラットフォームサービス第一弾として、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの自社公式EC支援「BOEM（Brand's Official E-commerce Management）」を開始
平成24年8月	株式会社ロコンドに商号変更
平成25年4月	「LOCOND0.jp」において、アパレル（洋服）の取扱いを開始
平成25年10月	デロイト トウシュ トーマツ リミテッド 日本テクノロジーFast50において、第1位を受賞
平成25年12月	デロイト アジア太平洋地域テクノロジー Fast500において、アジア太平洋地域内で第3位を受賞
平成26年4月	アウトレットサイト「LOCOLET」オープン
平成26年9月	東京都江東区南砂に物流拠点「ロコポート」を移転 東京都渋谷区元代々木町に本社移転
平成27年4月	プラットフォームサービス第二弾として、株式会社アルペンに「店舗欠品ゼロ」プラットフォーム「LOCOCHOC」サービスの開始
平成27年5月	スポーツ専門サイト「LOCOSPO」オープン
平成27年8月	プラットフォームサービス第三弾として、ルコライン・ジャパン株式会社に倉庫機能を一律で担う、「e-3PL」サービスの開始
平成27年8月	ECサービス第二弾として、「楽天市場（※1）」に「LOCOMALL」を出店
平成27年10月	「Yahoo!ショッピング（※2）」に「LOCOMALL」を出店
平成28年3月	スマホで使える、当社内製の「WMS（在庫管理システム）」の運用を開始
平成28年8月	「LOCOCHOC」の機能を拡張し、百貨店向け在庫シェアリング型次世代オムニ戦略ツール「LOCOCHOC-D」「LOCOCHOC-4C」サービス開始
平成28年11月	スペイン発のグローバルファストファッションブランド、MANGOとのオンライン（自社公式EC含む）及びリアル店舗における、国内独占フランチャイズ契約を締結
平成29年1月	「LOCOND0.jp」iPhoneアプリ リリース

※1. 楽天株式会社が主な事業主体であるインターネットショッピングモールであります。

※2. ヤフー株式会社が主な事業主体であるインターネットショッピングモールであります。

3【事業の内容】

当社は、「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、「自宅で試着、気軽に返品」できる、靴とファッションの通販サイト、「LOCONDO.jp」を軸とする「ECサービス」、また、ECサービスで構築したIT・物流インフラ等を共有・活用した「プラットフォームサービス」の2つを運営しております。

当社は、EC事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

EC事業内の各サービス区分の主な内容は以下のとおりであります。

(1) ECサービスについて

ECサービスは、一般消費者であるユーザーが、当社が運営するショッピングモールサイト「LOCONDO.jp」、楽天株式会社が運営するショッピングモールサイト「楽天市場」及びヤフー株式会社が運営するショッピングモールサイト「Yahoo!ショッピング」等の他社モールにて展開する「LOCOMALL」を通じて各ブランドの商品を購入できるサービスであります。

「LOCONDO.jp」におきましては、ユーザーに対して、一部の例外はありますが、「即日出荷」、「送料無料」、「サイズ交換無料」、「返品送料無料」のサービスを提供しております。

ECサービスは、その仕入形態に応じて、受託型と買取型に分類されます。

(a) 受託型

受託型は、「LOCONDO.jp」に各ブランドがテナント方式で出店を行い、出店後の運営管理を当社が行うサービスであり、各ブランドの店舗に掲載する商品を当社の物流拠点に受託在庫として預かり、販売を行っております。なお、一部のブランドにつきましては、当社の物流拠点に在庫を置かず、各ブランドの物流拠点に在庫を置いたまま、各ブランドと当社間で在庫データを共有し、商材が販売される度に、当社の物流拠点に商材を取り寄せる「受発注形式」をとっております。

買取型との主な違いは、各店舗の基本的なマーチャンダイジング（※）をテナント側が実施すること、また、受託販売形式であるため当社が在庫リスクを負担しないことであり、ユーザーから返品があった場合も当該商品は各ブランドに返品されます。

当サービスに係る売上高につきましては、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。

※マーチャンダイジング：商品の販売時期や価格などを検討・決定する事。

(b) 買取型

買取型は、当社が各ブランドからファッション商材等の商品を仕入れ、自社在庫を持つことで当社が在庫リスクを負担し販売を行うセレクトショップ型事業であります。

当サービスに係る売上高につきましては、商品の販売価格により計上しております。

なお、販売形態による分類はありますが、取扱高管理や販売促進施策等は販売形態による区別をしていないため、ECサービスとしてまとめております。

また上記に加え、ECサービスにおいては「LOCONDO.jp」の集客力、ブランド力、出版社等の外部メディアとのネットワークを活用し、「LOCONDO.jp」に出店している各ブランドのブランディングを支援しております。

一例として、当社とパートナーシップを締結している各ブランドバナー広告を、当社のメインターゲット層である都心部の30代後半から40代の女性に合わせた出版社発行のファッション雑誌の発売と同時に「LOCONDO.jp」に掲載し、そのリンク先に特集を組んだブランドページを特設することによって、ECサービスとのシナジー効果を生み出していると考えております。当サービスに係る売上高につきましては、各ブランドの広告掲載料を計上しております。

さらに、ギフトラッピング等のサービス手数料収入、ユーザーへ配送する商品に同梱するチラシの広告掲載手数料収入につきましても、ECサービスに係る売上高として計上しております。

(2) プラットフォームサービスについて

プラットフォームサービスは現在、大きく3つのサービスにて運営されております。

1つ目のサービス、ブランドの自社公式EC支援「BOEM (Brand's Official E-commerce Management)」は、「LOCONDO.jp」等の運営のために構築しているECシステムや物流インフラ等のプラットフォームを共有・活用し、各ブランドが独自に運営するECサイトのシステム開発やデザイン制作等のウェブサイト構築だけでなく、物流請負、顧客応対請負、マーケティング請負等、必要に応じて各種物流関連業務を支援するものであります。

当サービスに係る売上高につきましては、ECサービスの受託型と同様に販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。さらに、システム追加構築やマーケティング請負などに係るサービス手数料収入も売上高に計上しております。

なお、商品情報や在庫情報については、「LOCONDO.jp」、「LOCOMALL 楽天店」、「LOCOMALL Yahoo!ショッピング店」と同期しているため、「LOCONDO.jp」で販売開始した商品は「LOCOMALL」や「BOEM」でも販売が開始される、いわゆる「（店舗間での）在庫シェアリング」が可能な体制となっております。

また、「LOCONDO.jp」等の販売強化のために行った、ECシステムや物流インフラ等のプラットフォームの新規機能の追加等は、プラットフォームをシェアリングしている「BOEM」にも自動的に反映される体制にもなっております。

2つ目のサービスとしては、物流倉庫業務を一括受託する、「e-3PL (3rd Party Logistics)」サービスを営んでおります。

当社のプラットフォームを共有・活用し、各ブランドの在庫を「各ブランドの自社公式EC + リアル店舗の在庫」として当社が保管し、各ブランドの自社公式ECサイトの出荷だけでなく、各ブランドのリアル店舗や他社が運営するECサイトへの出荷業務を担います。本サービスを導入することにより、各ブランドは物流倉庫を持たずに事業運営が可能となり、大幅なコスト削減ができるだけでなく、各ブランドが保有する全ての在庫をオンラインで販売することができるため、ブランド全体の在庫回転率を向上させることが期待できます。

さらに、当社はリアル店舗や他社が運営するECサイトの倉庫への出荷に対しても、ECサービスと同水準のサービス「即日出荷（一部例外あり）」で対応するため、店舗への商品補充のスピードが向上することが期待されます。

当サービスに係る売上高につきましては、出荷業務に対する手数料に加えて商品保管料やシステム利用料等の月額固定収入を受託手数料として計上しております。

3つ目のサービスとしまして、当社のプラットフォームを利用した「LOCOCHOC」、及び、その機能を拡張した「LOCOCHOC-D」サービスを提供しております。

「LOCOCHOC」は、「LOCONDO.jp」に出店しているブランドや小売店を対象に、各ブランド等のリアル店舗において欠品が生じた場合、ないしは、店舗に並んでいない商品をユーザーが要望する場合、店舗で注文を受け付けて、店舗でお支払いを済ませ、当社の物流倉庫からユーザーの自宅又はリアル店舗に「LOCONDO.jp」と同水準のサービス「即日出荷（一部例外あり）」で直送することが可能なサービスです。

さらに、平成28年8月から、百貨店向けに「LOCOCHOC」を機能拡張したものとして「LOCOCHOC-D (Department)」の提供を始めております。「LOCOCHOC」と「LOCOCHOC-D」の大きな差異としては、「LOCOCHOC」は、例えばブランドが自社のリアル店舗に「LOCOCHOC」を導入している場合、当社倉庫で預かっているそのブランドの在庫のみが注文可能であるのに対し、「LOCOCHOC-D」では原則、当社が預かっている全ての在庫を取り寄せて販売することが可能となります。

百貨店側としては、ブランド側とその都度出店手続等のやりとりをせずに品揃えを補強することができ、ブランド側としても販売員や在庫を新たに準備することなく、商品を百貨店に展示・販売することが可能となります。また、当社にとっても、間接的な形ではありますが、リアル店舗内にショールームを置くことにより販売チャネルの拡大を図ること事が可能となっております。

当サービスに係る売上高につきましては、提供したサービスに対する手数料に加えてシステム利用料等の月額固定収入を受託手数料として計上しております。

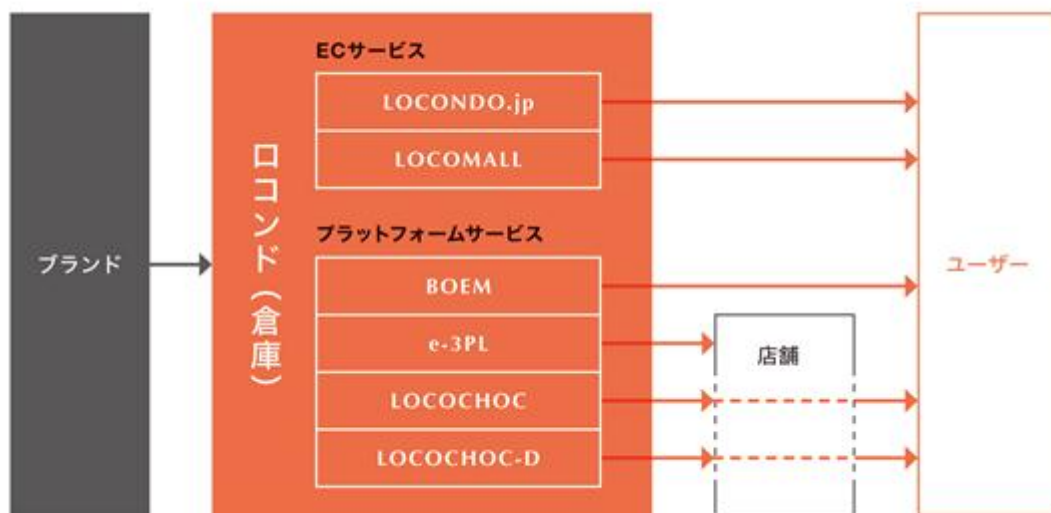
(3) ECサービスとプラットフォームサービスの相互補完性について

ECサービスとプラットフォームサービスはそれぞれ独立しておらず、相互補完的な関係となっております。

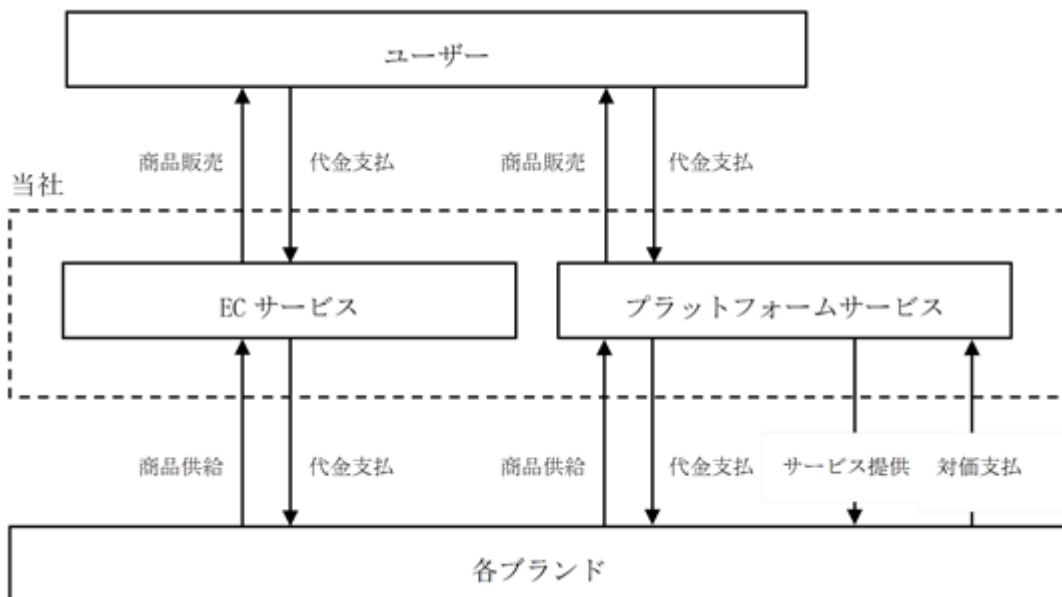
「LOCONDO.jp」においてユーザー満足度の向上、及び売上・利益の向上のため、ECシステムや物流インフラ等のプラットフォームの改善は常々、行っております。そしてこれらの改善内容は、「LOCONDO.jp」とプラットフォームシェアリングを行っているプラットフォームサービス、特に「BOEM」に対しては自動的に新機能がアップデートされる体制を構築しており、ECサービスの強化がプラットフォームサービスの強化につながっております。

また、在庫管理シェアリングの観点からは、当社倉庫に商品を完全集約する「e-3PL」はもちろん、「BOEM」導入によるECサービスとの在庫共通化、「LOCOCHOC」導入によるECサービスと店舗補充在庫との共通化により、ECサービスでもこれらの商品が販売可能となり、プラットフォームサービスの強化がECサービスの強化につながっております。ブランド工場からユーザーに商品が届くまでの流れは下図のとおりであります。

[商品の流れ]



[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
70(8)	32.31	2.44	3,679

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（パートタイムを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の事業セグメントはEC事業の単一であるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第6期事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	前年同期比
商品取扱高（返品前）	7,497,804 —	9,341,561 —	124.6%
商品取扱高（返品後）	5,091,879 (100.0%)	6,504,712 (100.0%)	127.8%
売上高（注）1	1,693,376 (33.3%)	2,227,833 (34.3%)	131.6%
売上総利益	1,440,208 (28.3%)	1,865,336 (28.7%)	129.5%
営業損益	△632,590 —	△208,544 —	—
経常損益	△633,833 —	△207,295 —	—
当期純損益	△635,223 —	△209,763 —	—
ECサービス（返品前）			
出荷件数（件）	541,704	649,901	120.0%
平均出荷単価（円）	11,711	11,382	97.2%
平均商品単価（円）	7,519	6,997	93.1%

（注）1. ECサービスの受託型については販売された商品の手数料を、プラットフォームサービスについてはサービスの手数料を売上高として計上しております。

2. （ ）内は商品取扱高（返品後）に対する割合を記載しております。

当事業年度における我が国経済は、世界経済を巡る不確実性を背景とした景気の下振れリスクを有しながらも、企業収益の改善、設備投資の持ち直しや個人消費の増加がみられるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような環境のなか、当社は「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、事業に取り組んでいます。「自宅で試着、気軽に返品」の靴とファッションの通販サイト、「LOCOND0.jp」を軸とするECサービスにおいては、物流倉庫の増床及びオペレーションの向上、取扱いブランドの拡充、通販サイト「LOCOND0.jp」の改善によるユーザー満足の向上などを実施して参りました。また、出店ブランドや百貨店に対し、当社プラットフォームを活用しながら「複数チャネル間での『在庫シェアリング』モデルを通じ、EC売上の最大化とオムニ戦略（※）の実現を『ワンストップ』で提供する」ことを目指す各種プラットフォームサービスにつきましても、導入社数の増強を図っております。

資本増強のため、平成27年5月28日に株式会社アルペンに対して第三者割当増資を実施し、平成27年11月27日に株式会社アルペンが保有する転換社債の全てが株式に転換されております。さらに、平成28年1月29日に楽天株式会社の子会社であるSparrowhawk Partners, Inc.に対して第三者割当増資を実施いたしました。その一方で、過去の欠損の補填を図り財務体質を健全化させると共に、今後の機動的な資本政策を可能とするため、平成28年2月26日に減資を実施しております。

※オムニ戦略：オンラインショップやリアル店舗などあらゆる販売チャネルや流通チャネルを統合すること、及び、統合販売チャネルの構築によってどのような販売チャネルからも同じように商品を購入できる環境を実現させることであります。

これらの結果、プラットフォームサービスを含む商品取扱高（返品前）は9,341,561千円（前年同期比24.6%増）、商品取扱高（返品後）は6,504,712千円（前年同期比27.8%増）となり、売上高につきましても2,227,833千円（前年同期比31.6%増）となり、前事業年度に続き成長を維持しております。

一方、事業拡大のための先行投資を積極的に行った結果及び商品取扱高の増加に伴う変動費の増加により、販売費及び一般管理費は2,073,881千円（前年同期比0.1%増）、営業損失は△208,544千円（前期営業損失は△632,590千円）となりました。また、当事業年度において第三者割当増資を行ったことにより営業外費用に株式交付費が計上され、経常損失は△207,295千円（前期経常損失は△633,833千円）、当期純損失は△209,763千円（前期当期純損失は△635,223千円）となりました。

各サービス別の業績は以下のとおりであります。

サービス別	前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)					
	商品取扱高 (返品前) (千円)	構成比 (%)	商品取扱高 (返品後) (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)
ECサービス	6,344,379	84.6	3,970,962	78.0	1,603,242	94.7
うち、LOCONDO.jp	6,344,379	84.6	3,970,962	78.0	—	—
うち、LOCOMALL	—	—	—	—	—	—
プラットフォームサービス	1,153,425	15.4	1,120,916	22.0	90,134	5.3
合計	7,497,804	100.0	5,091,879	100.0	1,693,376	100.0

サービス別	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)					
	商品取扱高 (返品前) (千円)	構成比 (%)	商品取扱高 (返品後) (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)
ECサービス	7,397,314	79.2	4,630,777	71.2	1,983,408	89.0
うち、LOCONDO.jp	6,909,341	74.0	4,215,255	64.8	—	—
うち、LOCOMALL	487,973	5.2	415,521	6.4	—	—
プラットフォームサービス	1,944,247	20.8	1,873,934	28.8	244,424	11.0
合計	9,341,561	100.0	6,504,712	100.0	2,227,833	100.0

サービス別	前年同期比較					
	商品取扱高 (返品前) (千円)	前年同期比 (%)	商品取扱高 (返品後) (千円)	前年同期比 (%)	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
ECサービス	1,052,935	116.6	659,814	116.6	380,166	123.7
うち、LOCONDO.jp	564,962	108.9	244,292	106.2	—	—
うち、LOCOMALL	487,973	—	415,521	—	—	—
プラットフォームサービス	790,821	168.6	753,018	167.2	154,290	271.2
合計	1,843,757	124.6	1,412,833	127.8	534,457	131.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業セグメントは、EC事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載はしておりません。

3. 「LOCOMALL」とは、「楽天市場」及び「Yahoo!ショッピング」など他社モールにて展開する「LOCOMALL」の取扱高等になります。

4. ECサービスの受託型に係る売上高については、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。

5. 商品取扱高（返品後）に占める受託型の取扱高は、下記のとおりです。なお、「LOCONDO.jp」と「LOCOMALL」別に受託型を把握する事が困難であるため、それぞれの売上高は記載しておりません。

	前事業年度	当事業年度
受託型商品取扱高比率	90.5%	88.1%

① ECサービス

ECサービスにつきましては「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、受託型と買取型の2つの取引形態があります。商品取扱高（返品前）、商品取扱高（返品後）は商品の販売価格を基に記載しておりますが、売上高は買取型については商品の販売価格を計上し、受託型については販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。当事業年度においては「楽天市場」、「Yahoo!ショッピング」など他社モールへの出店を行った結果、平均出荷単価は前事業年度に比べわずかに減少したものの、出荷件数は64万件（前年同期比20.0%増）、出店ブランド数は1,335と順調に増加しました。また株式会社アルペンとの資本業務提携を機に同社との取引を拡大したことなどにより、ECサービスの商品取扱高（返品前）は7,397,314千円（前年同期比16.6%増）、商品取扱高（返品後）は4,630,777千円（前年同期比16.6%増）、売上高は1,983,408千円（前年同期比23.7%増）となりました。

② プラットフォームサービス

プラットフォームサービスにつきましては、ブランドの自社公式EC支援（BOEM）、倉庫受託（e-3PL）、店舗の欠品及び品揃え補強（LOCOCHOC）の運営等を行っております。「BOEM」における支援企業社数は新たに株式会社アルペンなどの開始により当事業年度末時点で7社となりました。また平成27年4月にサービスを開始した「LOCOCHOC」についても導入店舗が431店と順調に展開されたことにより、当事業年度の商品取扱高（返品前）は1,944,247千円（前年同期比68.6%増）、売上高は244,424千円（前年同期比171.2%増）と増加となりました。

なお、倉庫受託（e-3PL）に関しては、ユーザーへの販売を伴わない商品補充等の出荷も含まれるため、その出荷額は商品取扱高（返品前）、商品取扱高（返品後）には含めておりません。

第7期第3四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日）

（単位：千円）

	当第3四半期累計期間 （自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日）
商品取扱高(返品前)	7,553,492 —
商品取扱高(返品後)	5,846,689 (100.0%)
売上高(注) 1	2,043,002 (34.9%)
売上総利益	1,776,493 (30.4%)
営業損益	158,233 (2.7%)
経常損益	158,849 (2.7%)
四半期純損益	283,344 (4.8%)
ECサービス(返品前)	
出荷件数(件)	539,431
平均出荷単価(円)	10,716
平均商品単価(円)	6,619

(注) 1. ECサービスの受託型については販売された商品の手数料を、プラットフォームサービスについてはサービスの手数料を売上高として計上しております。

2. () 内は商品取扱高（返品後）に対する割合を記載しております。

当第3四半期累計期間における我が国経済は、政府による経済政策、金融政策等により企業収益、雇用環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調であるものの、中国経済の下振れ懸念などにより先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のなか、当社は「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、事業に取り組んでいます。「自宅で試着、気軽に返品」の靴とファッションの通販サイト、「LOCONDO.jp」を軸とするECサービスにおいては、物流倉庫の増床及びオペレーションの向上、取扱いブランドの拡充、通販サイト「LOCONDO.jp」の改善によるユーザー満足の向上などを実施して参りました。また、出店ブランドや百貨店に対し、当社のプラットフォームを活用しながら「複数チャネル間での『在庫シェアリング』モデルを通じ、EC売上の最大化とオムニ戦略の実現を『ワンストップ』で提供する」ことを目指す各種プラットフォームサービスにつきましても、導入社数の増強を図っております。

これらの結果、プラットフォームサービスを含む取扱高（返品前）は7,553,492千円、売上高につきましては2,043,002千円となりました。また、広告宣伝費の効率的な運用の結果、営業利益は158,233千円、経常利益は158,849千円、四半期純利益は283,344千円となりました。

各サービス別の業績は以下のとおりであります。

サービス別	当第3四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)					
	商品取扱高 (返品前) (千円)	構成比 (%)	商品取扱高 (返品後) (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)
ECサービス	5,780,954	76.5	4,116,038	70.4	1,765,893	86.4
うち、LOCONDO.jp	4,763,793	63.1	3,199,574	54.7	—	—
うち、LOCOMALL	1,017,160	13.4	916,463	15.7	—	—
プラットフォームサービス	1,772,537	23.5	1,730,650	29.6	277,109	13.6
合計	7,553,492	100.0	5,846,689	100.0	2,043,002	100.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業セグメントは、EC事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載はしておりません。

3. 「LOCOMALL」とは、「楽天市場」及び「Yahoo!ショッピング」など他社モールにて展開する「LOCOMALL」の取扱高等になります。

4. ECサービスの受託型に係る売上高につきましては、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。

5. 商品取扱高（返品後）に占める受託型の取扱高は下記のとおりです。なお、「LOCONDO.jp」と「LOCOMALL」別に受託型を把握する事が困難であるため、それぞれの売上高は記載しておりません。

	当第3四半期累計期間
受託型商品取扱高比率	88.3%

① ECサービス

ECサービスにつきましては、「LOCONDO.jp」での販売の他に、楽天株式会社が運営する「楽天市場」、及びヤフー株式会社が運営する「Yahoo!ショッピング」において販売を行っております。なお、売上高については受託型によるものは受託販売手数料金額を計上しております。また、売上高にはECサービスに付随する決済手数料収入等が含まれております。

当第3四半期累計期間においては、出荷件数は53万件、出店ブランド数は1,772、会員総数は111.7万人（うち、LOCONDO.jpは93.7万人、LOCOMALLは18.0万人※1）、LOCONDO.jpのアクティブユーザー数は39.8万人（うち、LOCONDO.jpは24.6万人、LOCOMALLは15.2万人）※2、LOCONDO.jpの年間購入金額（ユーザー一人当たり）は16,886円となりました。また、効率的な広告費への投資を行ったことにより、当第3四半期累計期間のECサービスの商品取扱高（返品前）は5,780,954千円、売上高は1,765,893千円となりました。

※1. LOCOMALLの会員数は「1回以上、LOCOMALLで注文したことのあるID数」となります。

※2. アクティブユーザーの定義は、年に1回以上、購入したことのある顧客数（返品は除く）となります。

② プラットフォームサービス

プラットフォームサービスにつきましては、ブランドの自社公式EC支援（BOEM）、倉庫受託（e-3PL）、店舗の欠品及び品揃え補強（LOCOCHOC/LOCOCHOC-D）の運営等を行っております。「BOEM」における支援企業社数は新たにオールセインツ・ジャパン株式会社などの開始により当第3四半期会計期間末時点で8社となりました。また平成28年8月にサービスを開始した「LOCOCHOC-D」についても当第3四半期会計期間末時点での導入店舗が6店と順調に展開されたことにより、当第3四半期累計期間の商品取扱高（返品前）は1,772,537千円、売上高は277,109千円となりました。

なお、倉庫受託（e-3PL）とLOCOCHOC-Dに関しては、ユーザーへの販売を伴わない商品補充等の店舗出荷も含まれるため、その出荷額は商品取扱高（返品前）、商品取扱高（返品後）には含めておりません。

(2) キャッシュ・フロー

第6期事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末から885,554千円増加し、964,433千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は341,445千円となりました。これは主に税引前当期純損失の計上207,108千円、「LOCONDO.jp」における取引拡大に伴い売上債権が83,849千円、たな卸資産が77,620千円増加した一方で、受託販売預り金が97,905千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は65,402千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出31,922千円、物流倉庫の拡張に伴う敷金及び保証金の差入による支出22,675千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は1,292,403千円となりました。これは主に第三者割当増資に伴う株式の発行による収入795,275千円及び社債の発行による収入499,828千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

販売実績については、「1 業績等の概要」に記載のとおりであります。

3【対処すべき課題】

当社を取り巻く事業環境は、経済産業省「我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によると、ファッションEC市場規模は2014年度は前年比10.2%増、2015年度は前年比7.9%増となりましたが、一方で、大手事業会社による当分野への市場参入及び事業強化により、競争の厳しい状況が続くものと予想されます。このような状況下におきまして、当社の掲げる経営理念である「業界に革新を、お客さまに自由を」を実現させるべく、以下の課題に取り組んで参ります。

(1) 全国的な知名度の向上

主にオンライン広告を通じ、当社の知名度は徐々に浸透して参りましたが、今後の事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社サービスの要諦である「自宅で試着、気軽に返品」コンセプトをより一層、認知させていくことが重要であると認識しております。ユーザーに対する調査によると試着できる通販サイトの存在の認知度は低い反面、その利用意向は高いと考えられ、今後におきましては、費用対効果を慎重に検討した上で、当社サービス内容まで含めて伝わるような広告宣伝やプロモーション活動を強化して参ります。

(2) システム及び物流機能の強化

当社の主要事業はインターネット上にてサービス提供を行っていることから、安定した事業運営を行うにあたっては、アクセス数の増加等を考慮したサーバー管理や負荷分散が重要となります。また、商品の取扱高の増加に合わせた物流機能の強化が重要であると認識しております。今後におきましては、引き続きシステムの安定性確保及び効率化、物流機能の強化に取り組んで参ります。

(3) オムニ戦略基盤の強化

当社は、オムニ戦略の要諦とは、リアル店舗及びEC間での「在庫の一元化」及び「売上・会員情報の一元化」であると認識しております。「在庫の一元化」は当社が提供しているプラットフォームサービスによって実現できている反面、リアル店舗とEC間での「売上・会員情報の一元化」を実現するためのサービスは提供できておりません。今後は店舗でも利用でき、かつ、ECと共通化されているPOSシステムや決済サービスを提供することによって、各ブランドのオムニ戦略を「ワンストップ型」で提供して参りたいと考えております。さらに、店舗在庫をリアルタイムで管理できるようにすることによって、今後の新規事業の可能性が生まれると考えており、オムニ戦略基盤を活用した新規サービス開発に取り組んで参ります。

(4) 「MANGO」による、ECサービスとプラットフォームサービスの強化

当社は、スペイン発のグローバルブランドである「MANGO」の独占販売権を取得し、マーチャндаイジング等を含めた、国内事業を一任されることになりましたが、「MANGO」のブランディング及び、国内事業の生産性の向上が必要であると認識しております。今後は「LOCONDO.jp」において「MANGO」のプロモーションを積極的に展開し、「MANGO」ブランドの認知度の向上をさせECサービスの販売強化を図ります。また、当社が提供するプラットフォームサービスを積極的に導入することで生産性の向上を図り、ベストプラクティスとすることで、他のブランドへのプラットフォームサービスの提供を加速させて行きたいと考えております。

(5) 商品展開の強化

インターネットによるファッションEC市場は、今後も更に拡大していくことが見込まれると同時に、その競合環境はより一層激しさを増すものと予想されます。そのなかで、当社が更なる事業拡大を実現するためには、「自宅で試着、気軽に返品」コンセプトを基軸に、これまでの主要商品である靴や鞆以外に衣料品まで含めたユーザーのトータル・コーディネートに対するニーズを満たしていくことが重要であると認識しております。衣料品は当社にとっては新たな商品カテゴリではありますが、これまでに構築してきた各ブランドとの関係を活用し、魅力的な品揃えを実現する事ができるよう努めて参ります。

(6) 優秀な人材の確保と組織力の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の確立にあたり、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要であると考えております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに、適正な人事評価を行い、優秀な人材の確保に努めて参ります。また、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めていく方針であります。

(7) 内部統制による業務の標準化と効率化

今後の事業拡大にあたり、業務の標準化と効率化の徹底が、継続的な成長を左右するものと考えております。このため内部牽制体制の強化を通じ、コンプライアンスの徹底だけでなく、統制活動を通じて業務効率の改善を進めて参ります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性がある事項及びその他の投資者の判断に影響を及ぼすと考えられる事項には、以下のようなものがあります。

また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) インターネット関連市場について

当社はインターネットを介して商品を販売するEC事業を主力としており、ブロードバンド環境の普及によりインターネット関連市場が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。

しかしながら、新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改訂を含む通信事業者の動向など、予期せぬ要因によりインターネット関連市場の発展が阻害される場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合優位性について

当社はインターネット通信販売事業者として、単なる商品の流通を行うだけでなく、サイトの利便性を高め、また各ブランドと良好な関係を保ちつつ、次のような特徴あるサービスを提供することによって、競合優位性を有していると考えておりますが、インターネット関連市場の拡大に伴い、インターネット通信販売事業者の増加、各ブランド自身によるインターネット販売への展開、競合他社による新たな付加価値サービスの提供等がなされた場合、当社の競争力が低下する可能性があります。また、これらの競合他社との間に価格競争が生じた場合には、当社の収益力が低下する可能性があります。

① 「LOCOND0.jp」について

a) 即日出荷便の送料無料・サイズ交換無料・返品送料無料

通販サイトでは「試着できない」というユーザーの心理的バリアを払拭するため、送料無料・サイズ交換無料・返品送料無料サービス（一部、条件あり）を全てのユーザーに提供しております。

b) 靴を中心とした品揃え

創業当初よりファッションアイテムの中でも、特に、試着しないと購入しにくいと考えられる「靴」を中心に商品を販売しており、「自宅で試着、気軽に返品」サービスの提供が可能な体制を構築しております。

c) コンシェルジュサービス

ユーザーからの問い合わせは、充実した社内研修やシューフィッターによる教育を受けた正社員のコンシェルジュが迅速に対応しています。

② プラットフォームサービスについて

a) 各ブランドの様々なニーズ対応

担当バイヤー（アカウントマネージャー）が各ブランドの様々なニーズを丁寧にヒアリングし、当社の物流スタッフやITエンジニア、WEBデザイナーの力を組み合わせることで、ブランド自社公式ECのデザインカスタマイズや機能改修はもちろん、物流委託業務にあたっても様々なニーズに対応することができます。

b) 追加コストの削減

「LOCOND0.jp」の在庫や商品画像、商品データと共通化することで、原則、すべてのプラットフォームサービスの導入において、倉庫保管費用や入荷作業、商品撮影・システム開発等の追加コストをかけることなく運営が可能となり、各ブランドのシステム開発コスト、業務運営費用を削減する効果が期待できます。

c) 高スピード

すべてのプラットフォームサービスを拡張性のある仕様としており、各種サービスの申込から利用開始までの納期を短縮することができます。また、配送に関してはロコボートが一括受託することで、自社公式ECや店舗出荷に関しても、最短、即日出荷（土日を含む）が可能です。

(3) 返品について

当社は「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、「自宅で試着、気軽に返品」の靴とファッションの通販サイト「LOCOND0.jp」の運営を主たる事業としており、原則として全ての返品を受け付けております。返品自由のサービスレベルを下げる事なく、返品フローの見直しや、返品率の低い「LOCOMALL」での販売をミックスすることで、売上高に占める返品コストを一定水準以下に保つように種々の施策をしておりますが、返品が当社の予想を超えて大きく発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システムトラブルについて

当社はインターネット通販サイトの運営を主たる業務としており、事業の安定的な運用のためのシステム強化及びセキュリティ対策を行っております。しかしながら、地震、火災等の自然災害、事故、停電など予期せぬ事象の発生によって、当社設備または通信ネットワークに障害が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 物流機能について

当社は、商品取扱高の増加に応じて、倉庫・スタッフ等の拡充を行っておりますが、これらを適時に行えなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、物流拠点を設置している地域において、地震、台風等の自然災害が発生したことにより物流拠点が被害を受けた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 流行及び季節要因について

当社は、靴・アパレル等の商材を取り扱っておりますが、これらの商材は、冷夏暖冬といった天候不順に加え台風等の予測できない気象状況の変化によって販売の動向が影響を受ける可能性があります。当社は、気象状況の変化などを検討し販売施策などを行っておりますが、予測できない気象状況の変化などによっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 在庫リスクについて

当社は、一部の商材については、自らの仕入を行い自社在庫として保有したうえで販売を行う買取型の仕入形態をとっております。これらの仕入れを行う際は、市場の流行・顧客の嗜好を考慮しておりますが、買取型の比率が増加し、市場の流行・顧客の嗜好の変化により、商品の販売状況が当社の想定していたものと大きく異なる結果、たな卸資産の評価減を実施することとなった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定人物への依存について

当社の創業メンバーである代表取締役社長田中裕輔は、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。当社では同氏に過度に依存しないよう、経営幹部役職者の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築などにより、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由により同氏による業務執行が困難となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保について

当社は今後の事業拡大及び収益基盤の確立のためには、優秀な人材の確保及び育成することが不可欠と認識しており積極的な採用活動を行っておりますが、今後において当社が求める人材を十分に確保できなかった場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定の業務委託に対する依存度の高さについて

当社は商品購入者からの販売代金の回収業務について、特定の第三者に委託しております。本書提出日現在において当該回収委託業者との間に問題は生じておりませんが、今後において取引条件等の変更等があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社事業は、「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「製造物責任法」、「不正競争防止法」、「個人情報の保護に関する法律」等による規制を受けております。当社は、社内の管理体制の構築等によりこれら法令を遵守する体制を整備しておりますが、これらの法令に違反する行為が行われた場合、法令の改正または新たな法令の制定が行われた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権について

当社は、運営するサイト名称について商標登録を行っており、今後もインターネット上で新たなサービスを展開する際にも、関連する商標登録を行っていく方針です。また当社が運営するインターネットサイト上で販売する商品及び掲載する画像については第三者の知的財産権を侵害しないように監視・管理を行っておりますが、今後も知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起されないという保証はなく、そのような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 個人情報について

当社会員等の個人情報については、クレジットカード情報を保持しない等のシステム設計上の配慮は当然ながら、個人情報に関する社内でのアクセス権限の設定や、外部データセンターでの厳重な情報管理等、管理面及び物理的側面からもその取扱いに注意を払っております。また、社内での個人情報保護に関する教育啓蒙を行っており、個人情報保護についての重要性の認識の醸成を行っております。

しかしながら、外部からの不正アクセスや想定していない事態によって個人情報の外部流出が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 訴訟について

当社は本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が事業活動を行うなかで、顧客等から当社が提供するサービスの不備、個人情報の漏えい等により、訴訟を受けた場合には、当社の社会的信用が毀損され事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 株主構成について

本書提出日現在において、当社発行済株式総数4,246,360株のうち、計3,022,820株はベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」という。）が所有しており、VC等が保有する当社株式の公募増資前の発行済株式総数に対する割合は71.2%と高い水準となっております。一般にVC等による未公開企業の株式所有目的は、株式公開後に売却を行いキャピタルゲインを得ることであり、今回当社が計画している上場後において、VC等が所有する当社株式を市場にて売却した場合には、当社株式の売却圧力が顕在化し、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務基盤を強固にするとともに競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。

第6期事業年度の配当につきましては、経常損失及び当期純損失を計上したこと、及び財務体質の強化のため無配とさせていただきます。内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、有効投資をして参りたいと考えておりますが、今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

(17) 過年度の経営成績及び税務上の繰越欠損金について

当社は、第2期から第6期において、事業拡大のための先行投資を積極的に行った結果、経常損失及び当期純損失を計上しております。また、本書提出日現在において税務上の繰越欠損金が存在しています。そのため、事業計画の進展から順調に当社業績が推移するなどして繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合や税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第6期事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

① 流動資産

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べて1,055,286千円増加し、1,515,680千円となりました。これは、主として第三者割当増資等の資金調達により現金及び預金が885,554千円増加、「LOCOND0.jp」における取引拡大により売掛金が83,849千円増加、買取商品の拡充により商品が76,110千円増加したことによるものであります。

② 固定資産

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末に比べて41,475千円増加し、166,542千円となりました。これは主に、EC基幹システムへの投資によりソフトウェアが19,228千円増加、物流倉庫の拡張により敷金及び保証金が21,475千円増加したことによるものであります。

③ 負債合計

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べて5,517千円増加し、702,918千円となりました。これは主として「LOCOND0.jp」における取引拡大により受託販売預り金が97,905千円増加したことによるものであります。

④ 純資産

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて1,091,244千円増加し、979,304千円となりました。これは、第三者割当増資等の実施により資本金及び資本準備金がそれぞれ649,993千円増加した一方で、減資により資本金及び資本準備金がそれぞれ649,993千円減少したこと、また当期純損失の計上に伴い利益剰余金の額が△209,763千円となったことによるものであります。

第7期第3四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日）

① 流動資産

当第3四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べて299,233千円増加し、1,814,913千円となりました。これは主に、ECサービス（「LOCOND0.jp」、「LOCOMALL」）の取引拡大により売掛金が133,961千円、商品が107,980千円増加したこと、現金及び預金が52,746千円減少したことによるものであります。

② 固定資産

当第3四半期会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べて63,617千円増加し、230,159千円となりました。これは主に、ソフトウェアが15,244千円、物流倉庫増床等による敷金及び保証金が26,987千円増加したことによるものであります。

③ 負債合計

当第3四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて79,506千円増加し、782,424千円となりました。これは主に、短期借入金が50,000千円発生したことによるものであります。

④ 純資産

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて283,344千円増加し、1,262,648千円となりました。これは四半期純利益283,344千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、当社は「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、市場の動向等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針について、当社は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長と発展を遂げるためには、厳しい環境の中で様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第6期事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

当事業年度の設備投資の総額は44,114千円であります。その主な内容は、ユーザーのためのユーザビリティの向上や業務の効率化を目的としたEC基幹システムへの投資等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はEC事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

第7期第3四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日）

当第3四半期累計期間の設備投資の総額は34,770千円であります。その主な内容は、物流倉庫拡張による器具等への投資等であります。

なお、当第3四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はEC事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成28年2月29日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	EC事業	本社事務所	2,028	1,954	—	2,625	6,609	43 (1)
ロコポート (東京都江東区)	EC事業	物流倉庫	1,688	12,362	7,075	593	21,718	25 (10)
データセンター (東京都新宿区)	EC事業	サーバー等	—	—	—	34,900	34,900	—

(注) 1. 「その他」は、商標権及びソフトウェアであります。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

5. 主要な賃借設備として、以下のものがあります。

平成28年2月29日現在

事業所名 (所在地)	設備の名称	年間賃借料（千円）
本社 (東京都渋谷区)	事務所	18,752
ロコポート (東京都江東区)	物流倉庫	249,654

3【設備の新設、除却等の計画】（平成28年12月31日現在）

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方 法	着手及び完了予 定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
ロコポート (千葉県八千代市)	EC事業	敷金及び保 証金	207,026	—	自己資金及 び増資資金	平成29 年3月	平成29 年8月	33,493㎡
ロコポート (千葉県八千代市)	EC事業	商品保管棚	71,000	—	増資資金	平成29 年3月	平成29 年8月	(注) 3
ロコポート (千葉県八千代市)	EC事業	電源工事	28,000	—	増資資金	平成29 年3月	平成29 年8月	(注) 3

(注) 1. ロコポートは賃借する物流倉庫であります。

2. 上記計画は平成29年8月に予定している増床分を含んでおります。

3. 設備の内容「商品保管棚」及び「電源工事」における完成後の増加能力については、それぞれ計数的な把握が困難であるため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	16,984,000
計	16,984,000

(注) 1. 平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、同日付で当社の定款から普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に関する規定が削除され、また、普通株式Aが普通株式となったことにより発行可能株式総数は、普通株式849,200株となっております。

2. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は16,134,800株増加し、16,984,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	212,318	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	212,318	—	—

(注) 1. 平成28年11月16日付で普通株式B7,313株、A種優先株式71,935株、B種優先株式36,893株、C種優先株式25,000株、D種優先株式38,518株及びE種優先株式10,000株を自己株式として取得するのと引き換えに普通株式Aを189,659株交付しております。なお、平成28年11月22日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づき普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を消却することを決議し、同日付で消却しております。また、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款を変更し、普通株式Aが全て普通株式となったことにより、同日付で発行済株式総数は、普通株式212,318株となっております。

2. 平成28年11月29日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は4,034,042株増加し、4,246,360株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成24年8月15日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数（個）	1,700	1,557
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式A（注）7	普通株式（注）7
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,700（注）2	31,140（注）2、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	11,677（注）3	584（注）3、8
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月29日 至 平成34年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 11,677 資本組入額 5,839	発行価格 584 資本組入額 292 (注) 8
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、本書提出日の前月末現在は20株であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合によりのみ新株予約権の権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
 - ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
7. 平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款が変更されたことに伴い、普通株式Aは普通株式となっております。
8. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第2回新株予約権（平成25年9月18日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年2月29日）	提出日の前月末現在 （平成29年1月31日）
新株予約権の数（個）	1,744	1,305
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式A（注）7	普通株式（注）7
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,744（注）2	26,100（注）2、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	17,515（注）3	876（注）3、8
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月31日 至 平成35年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 17,515 資本組入額 8,758	発行価格 876 資本組入額 438 （注）8
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、本書提出日の前月末現在は20株であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会

社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

7. 平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款が変更されたことに伴い、普通株式Aは普通株式となっております。

8. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 第3回新株予約権（平成26年11月4日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数（個）	3,610	3,005
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式A（注）7	普通株式（注）7
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,610（注）2	60,100（注）2、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000（注）3	1,000（注）3、8
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月20日 至 平成36年9月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 1,000 資本組入額 500 (注) 8
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、本書提出日の前月末現在は20株であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会

社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

7. 平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款が変更されたことに伴い、普通株式Aは普通株式となっております。

8. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 第4回新株予約権（平成27年2月27日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数（個）	500	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式A（注）7	普通株式（注）7
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500（注）2	10,000（注）2、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000（注）3	1,000（注）3、8
新株予約権の行使期間	当社がいずれかの金融商品取引所に上場した日から3ヵ月を経過した日から平成36年12月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 1,000 資本組入額 500 (注) 8
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、本書提出日の前月末現在は20株であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。

5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再

編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
 - ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
7. 平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款が変更されたことに伴い、普通株式Aは普通株式となっております。
8. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤ 第5回新株予約権（平成27年11月24日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数（個）	10,215	10,215
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式A（注）6	普通株式（注）6
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,215（注）2	204,300（注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000（注）3	1,250（注）3、7
新株予約権の行使期間	自 平成27年11月28日 至 平成37年9月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,100 資本組入額 12,550	発行価格 1,255 資本組入額 628 （注）7
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、本書提出日の前月末現在は20株であります。

2. 当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

3. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権者が、当会社又は当会社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当会社もしくは当会社子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者に法令又は当会社もしくは当会社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
 - ④ 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にも新株予約権の権利を行使することができる。
 - ⑥ 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
 - ⑦ 平成27年11月28日以降平成37年11月27日までに終了するいずれかの事業年度において、損益計算書における営業利益の額が50,000千円を超えた場合に限り、その事業年度の株主総会の翌日から行使することができる。
 - ⑧ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款が変更されたことに伴い、普通株式Aは普通株式となっております。
7. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑥ 第6回新株予約権（平成27年11月24日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数（個）	2,125	1,480
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式A（注）7	普通株式（注）7
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,125（注）2	29,600（注）2、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000（注）3	1,250（注）3、8
新株予約権の行使期間	自 平成29年11月28日 至 平成37年9月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	発行価格 1,250 資本組入額 625 (注) 8
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、本書提出日の前月末現在は20株であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会

社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

7. 平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款が変更されたことに伴い、普通株式Aは普通株式となっております。

8. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑦ 第7回新株予約権（平成28年4月22日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数（個）	—	1,585
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式（注）7
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	31,700（注）2、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1,500（注）3、8
新株予約権の行使期間	—	自 平成30年6月1日 至 平成38年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1,500 資本組入額 750 （注）8
新株予約権の行使の条件	—	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	（注）5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）6

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、本書提出日の前月末現在は20株であります。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
 - ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
7. 割当時における新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式Aであります。なお、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款が変更されたことに伴い、普通株式Aは普通株式となっております。
8. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成24年8月8日 （注）1	A種優先株式 11,990	普通株式A 22,659 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935	70,009	1,169,328	69,997	1,169,256
平成25年2月27日 （注）2	—	普通株式A 22,659 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935	△891,700	277,628	△891,700	277,556
平成25年6月12日 （注）3	B種優先株式 17,128	普通株式A 22,659 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935 B種優先株式 17,128	150,007	427,635	149,989	427,546
平成25年6月13日 （注）4	B種優先株式 19,765	普通株式A 22,659 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935 B種優先株式 36,893	147,120	574,756	147,120	574,667
平成26年2月26日 （注）5	—	普通株式A 22,659 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935 B種優先株式 36,893	△474,756	100,000	△574,667	—
平成26年9月29日 （注）6	C種優先株式 25,000	普通株式A 22,659 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935 B種優先株式 36,893 C種優先株式 25,000	250,000	350,000	250,000	250,000

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成27年2月26日 （注）7	—	普通株式A 22,659 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935 B種優先株式 36,893 C種優先株式 25,000	△250,000	100,000	△250,000	—
平成27年5月28日 （注）8	D種優先株式 20,000	普通株式A 22,659 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935 B種優先株式 36,893 C種優先株式 25,000 D種優先株式 20,000	250,000	350,000	250,000	250,000
平成27年11月27日 （注）9	D種優先株式 18,518	普通株式A 22,659 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935 B種優先株式 36,893 C種優先株式 25,000 D種優先株式 38,518	249,993	599,993	249,993	499,993
平成28年1月29日 （注）10	E種優先株式 10,000	普通株式A 22,659 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935 B種優先株式 36,893 C種優先株式 25,000 D種優先株式 38,518 E種優先株式 10,000	150,000	749,993	150,000	649,993

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成28年2月26日 （注）11	—	普通株式A 22,659 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935 B種優先株式 36,893 C種優先株式 25,000 D種優先株式 38,518 E種優先株式 10,000	△649,993	100,000	△649,993	—
平成28年11月16日 （注）12	普通株式A 189,659	普通株式A 212,318 普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935 B種優先株式 36,893 C種優先株式 25,000 D種優先株式 38,518 E種優先株式 10,000	—	100,000	—	—
平成28年11月22日 （注）13	普通株式B △7,313 A種優先株式 △71,935 B種優先株式 △36,893 C種優先株式 △25,000 D種優先株式 △38,518 E種優先株式 △10,000	普通株式A 212,318	—	100,000	—	—
平成28年11月29日 （注）14	普通株式 212,318 普通株式A △212,318	普通株式 212,318	—	100,000	—	—
平成29年1月4日 （注）15	普通株式 4,034,042	普通株式 4,246,360	—	100,000	—	—

（注）1. 有償第三者割当増資

発行価格：11,677円

資本組入額：5,839円

割当先：みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合、ネオステラ1号投資事業有限責任組合

2. 欠損填補による無償減資

3. 有償第三者割当増資
発行価格： 17,515円
資本組入額：8,758円
割当先：エキサイト株式会社
4. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使
発行価格： 14,887円
資本組入額：7,443円
割当先：アント・リード 2号投資事業有限責任組合、アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合、テクノロジーベンチャーズ 2号投資事業有限責任組合
5. 資本金の減少は欠損填補によるものであり、資本準備金の減少は欠損填補及び会社法第448条第1項の規定に基づき、その他資本剰余金へ振り替えによるものであります。
6. 有償第三者割当増資
発行価格： 20,000円
資本組入額：10,000円
割当先：ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合
7. 資本金の減少は欠損填補によるものであり、資本準備金の減少は欠損填補及び会社法第448条第1項の規定に基づき、その他資本剰余金へ振り替えによるものであります。
8. 有償第三者割当増資
発行価格： 25,000円
資本組入額：12,500円
割当先：株式会社アルペン
9. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使
発行価格： 27,000円
資本組入額：13,500円
割当先：株式会社アルペン
10. 有償第三者割当増資
発行価格： 30,000円
資本組入額：15,000円
割当先：Sparrowhawk Partners, Inc.
11. 資本金の減少は欠損填補によるものであり、資本準備金の減少は欠損填補及び会社法第448条第1項の規定に基づき、その他資本剰余金へ振り替えによるものであります。
12. 普通株式B7,313株、A種優先株式71,935株、B種優先株式36,893株、C種優先株式25,000株、D種優先株式38,518株及びE種優先株式10,000株を自己株式として取得するのと引き換えに普通株式Aを189,659株交付しております。
13. 平成28年11月22日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づき普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を消却することを決議し、同日付で消却しております。
14. 平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款を変更し、普通株式Aは普通株式となっております。
15. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,034,042株増加し、4,246,360株となっております。

(5) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	3	－	15	19	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	385	344	－	1,388	2,117	618
所有株式数の割合（％）	－	－	－	18.19	16.25	－	65.56	100.00	－

（注） 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。なお、平成29年2月2日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成29年2月2日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株 式の状況 （株）	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	3	－	15	19	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	7,703	6,887	－	27,869	42,459	460
所有株式数の割 合（％）	－	－	－	18.14	16.22	－	65.64	100.00	－

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 211,700	2,117	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であり、単元株式 数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 618	—	—
発行済株式総数	212,318	—	—
総株主の議決権	—	2,117	—

（注） 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。なお、平成29年2月2日現在の発行済株式は以下のとおりです。

平成29年2月2日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,245,900	42,459	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であり、単元株式 数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 460	—	—
発行済株式総数	4,246,360	—	—
総株主の議決権	—	42,459	—

②【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合（％）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回（平成24年8月15日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成24年8月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員49（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は取締役2名、従業員15名、合計17名となっております。

第2回（平成25年9月18日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成25年9月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員52（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は取締役2名、監査役1名、従業員15名、合計18名となっております。

第3回（平成26年11月4日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成26年11月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3、監査役1、従業員53（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は取締役3名、監査役1名、従業員24名、合計28名となっております。

第4回（平成27年2月27日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年2月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回（平成27年11月24日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年11月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役4名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 取締役の退任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は取締役3名、従業員1名、合計4名となっております。

第6回（平成27年11月24日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年11月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員56（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は従業員40名となっております。

第7回（平成28年4月22日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成28年4月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員44名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は取締役1名、従業員35名、合計36名となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号による普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

普通株式B

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	（注） 7,313	—

（注） 普通株式B株主より当社定款に基づき取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式A7,313株を交付しております。なお、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、普通株式Aは普通株式となっております。

A種優先株式

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	（注） 71,935	—

（注） A種優先株主より当社定款に基づき取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式A71,935株を交付しております。なお、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、普通株式Aは普通株式となっております。

B種優先株式

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	（注） 36,893	—

（注） B種優先株主より当社定款に基づき取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式A36,893株を交付しております。なお、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、普通株式Aは普通株式となっております。

C種優先株式

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	（注） 25,000	—

（注） C種優先株主より当社定款に基づき取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式A25,000株を交付しております。なお、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、普通株式Aは普通株式となっております。

D種優先株式

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	（注） 38,518	—

（注） D種優先株主より当社定款に基づき取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式A38,518株を交付しております。なお、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、普通株式Aは普通株式となっております。

E種優先株式

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	（注）10,000	—

（注） E種優先株主より当社定款に基づき取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式A10,000株を交付しております。なお、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、普通株式Aは普通株式となっております。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	普通株式B 7,313 A種優先株式 71,935 B種優先株式 36,893 C種優先株式 25,000 D種優先株式 38,518 E種優先株式 10,000	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

（注） 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務基盤を強固にするとともに競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。

今後の配当政策としましては、健全な財務体質の維持及び収益力の強化や事業基盤の整備に備えるための内部留保を勘案したうえで、株主への利益還元の実施を基本方針としておりますが、現時点では今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

利益配分につきましては、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことが出来る旨を定款で定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

第6期事業年度の配当につきましては、経常損失及び当期純損失を計上したこと、及び財務体質の強化のため無配とさせていただきます。内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、有効投資をして参りたいと考えております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性6名 女性2名（役員のうち女性の比率 25%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	田中 裕輔	昭和55年12月5日生	平成15年4月 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー・インク・ジャパン入社 平成23年4月 当社入社 平成23年5月 当社代表取締役社長就任（現任）	(注)3	226,580
取締役	管理部ディ レクター	田村 淳	昭和48年11月30日生	平成9年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監 査法人トーマツ）入所 平成13年9月 公認会計士登録 平成23年10月 当社入社 管理部ディレクター（現 任） 平成26年5月 当社取締役就任（現任）	(注)3	13,500
取締役	マーケティ ング部ディ レクター	藤樹 賢司	昭和53年12月14日生	平成12年4月 株式会社ワシントン靴店入社 平成23年1月 当社入社 平成27年5月 当社取締役就任 マーケティング部 ディレクター（現任）	(注)3	10,000
取締役	オペレー ション部 ディレク ター	田村 達裕	昭和51年4月20日生	平成13年4月 野村證券株式会社入社 平成19年5月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 平成24年3月 ポラリス・キャピタル・グループ株 式会社入社 平成28年1月 当社入社 平成28年6月 当社取締役就任 オペレーション部 ディレクター（現任）	(注)3	4,000
取締役	—	平野 正雄	昭和30年8月3日生	昭和55年4月 日揮株式会社入社 昭和62年11月 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー・インク・ジャパン入社 平成5年7月 同社パートナー就任 平成10年7月 同社日本支社長就任 平成19年11月 Carlyle Investment Management L.L.C.日本共同代表就任 平成24年4月 早稲田大学商学大学院教授（現任） 平成25年1月 株式会社サイフューズ監査役就任 平成26年3月 株式会社ブロードリーフ取締役就任 平成27年7月 デクセリアルズ株式会社取締役就任 （現任） 平成28年8月 当社取締役就任（現任）	(注)3	—
常勤監査役	—	前田 晴美	昭和38年4月13日生	昭和57年4月 株式会社平和相互銀行（現 株式会 社三井住友銀行）入行 昭和60年3月 エイ・ディ技研工業株式会社入社 昭和63年10月 日本キャドネティクス株式会社入社 平成2年4月 メンター・グラフィックス・ジャパ ン株式会社入社 平成5年4月 株式会社日本ワードパーフェクト入 社 平成9年12月 株式会社タスカ取締役就任 平成18年3月 株式会社エムアウト入社 平成20年5月 株式会社大洋システムテクノロジー 入社 平成24年7月 当社入社 平成26年11月 当社監査役就任（現任）	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	中森 真紀子	昭和38年8月18日生	昭和62年4月 日本電信電話株式会社入社 平成3年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あず さ監査法人）入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成9年7月 中森公認会計士事務所 所長就任 （現任） 平成12年8月 日本オラクル株式会社監査役就任 平成13年1月 カーティス・インスツルメンツ・パ シフィック株式会社監査役就任（現 任） 平成18年12月 株式会社アイスタイル監査役就任 （現任） 平成20年8月 日本オラクル株式会社取締役就任 平成22年3月 株式会社グローバルダイニング 監 査役就任 平成23年9月 当社監査役就任（現任） 平成23年12月 M&Aキャピタルパートナーズ株式 会社監査役就任（現任） 平成25年6月 伊藤忠テクノソリューションズ株式 会社取締役就任（現任） 平成25年6月 株式会社ネクスト監査役就任（現 任） 平成27年11月 株式会社チームスピリット監査役就 任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	廣田 聡	昭和52年7月8日生	平成14年10月 三井安田法律事務所（現 三井法律 事務所）入所 平成20年8月 Haynes and Boone LLP入所 平成21年10月 アント・キャピタル・パートナーズ 株式会社入社 平成26年4月 株式会社ビーグリー入社 平成27年4月 HCA法律事務所開所代表弁護士 （現任） 平成27年9月 株式会社ウイルプラスホールディン グス取締役就任（現任） 平成27年11月 一般社団法人日本・ドミニカ共和国 友好親善協会 監事就任（現任） 平成28年5月 当社監査役就任（現任） 平成28年5月 株式会社Psychic VR Lab監査役就任 （現任） 平成28年7月 株式会社Loco Partners監査役就任 （現任）	(注) 4	—
計						254,080

- (注) 1. 取締役平野正雄は、社外取締役であります。
2. 監査役中森真紀子、廣田聡は、社外監査役であります。
3. 平成28年11月29日開催の臨時株主総会終結の日から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成28年11月29日開催の臨時株主総会終結の日から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

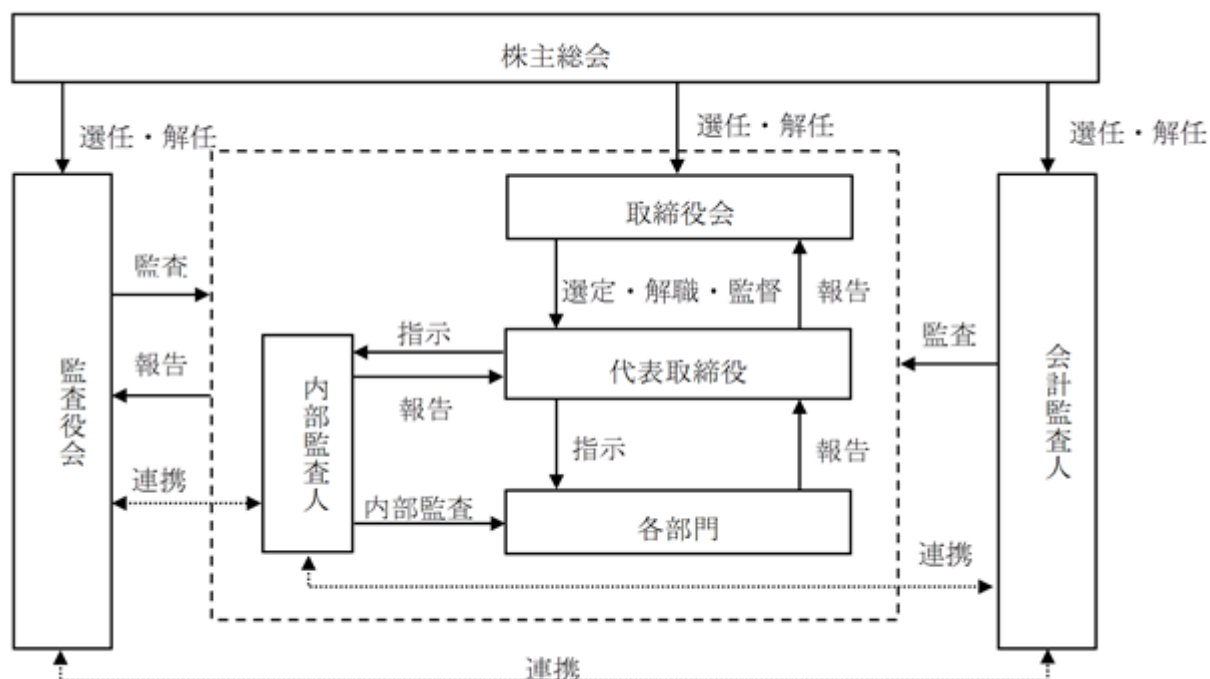
（コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方）

当社は、当社サービスの利用者を含めた全てのステークホルダーの利益を重視し、長期的、継続的に企業価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題であると認識しております。

当該認識のもと、当社の取締役、監査役、従業員は、それぞれの役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識向上を図るとともに、企業規模の拡大に合わせて、適正な経営組織体制を整備運用して参ります。

① 企業統治の体制の状況

当社の業務の意思決定・執行及び監査についての体制は、下図のとおりであります。



a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）により構成されており、経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う事を目的に毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役及び監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、毎月1回の監査役会を開催しております。当社の監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）により構成されており、監査役会で定めた監査役監査基本方針・計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役・取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。

また、会計監査人の会計監査の把握や内部監査の状況を把握し、定例会合での情報共有により監査の実効性確保に努めております。

なお、監査役中森真紀子は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査役廣田聡は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する専門知識・経験を有しております。

② 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として平成24年5月に「内部統制システム構築の基本方針」を決議しておりますが、基本方針の充実化のため平成28年3月の取締役会にて以下の内容で変更決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する基本方針を定めると共に、コンプライアンス行動規範を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。

(b) 取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。

- (c) 内部監査人を設置して、取締役及び使用人の法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を代表取締役에게報告する。
- (d) 監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた文書管理規程に基づき、適正な保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化する。代表取締役を全社的なリスク管理の最高責任者としたリスク管理体制を構築する。
 - (b) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
 - (b) 取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
- e. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- f. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査役の要請に応じ、管理部経理・財務チームに監査業務を補助させる。
 - (b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告する。
 - (b) 監査役会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査人等の使用人その他の者に対して報告を求める。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - ・監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- i. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
当社は、反社会的勢力の排除を基本方針に掲げ、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備するとともに、外部の専門機関との連携を図る。

③ リスク管理体制の整備の状況

a. リスク管理体制の整備状況

当社では、リスク管理に関して「リスク管理規程」を定め、代表取締役をリスク管理最高責任者、管理部門責任者をリスク管理責任者とするリスク管理体制を構築しております。リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

具体的には、リスク管理責任者が、リスク管理に関する方針、識別されたリスクやその評価、リスク対策、防止に関する事項をリスク管理最高責任者へ報告を行っております。

また、リスクが顕在化し、事故が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を組織し、事故の解決にあたります。

b. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図っており、管理部門責任者を責任者としたコンプライアンスの推進体制を構築しております。

また、内部通報制度を整備しており、役職員の法令違反等について、管理部人事・総務チームを窓口として通報する仕組みを構築しております。

c. 情報セキュリティ、個人情報保護法等の体制の整備状況

当社は、情報セキュリティについて「情報セキュリティ管理規程」を定め、当社が保有する情報資産の取扱い及び当該情報資産の機密性、完全性、可用性を維持・確保し、情報資産の適正な管理運用する体制について規定しております。

また、個人情報保護については、「個人情報保護管理規程」において当社が取り扱う個人情報の適切な保護のための社内体制・ルール等を定めております。当社においては、管理部門責任者を個人情報保護管理者と定め、個人情報保護の体制を整備しております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、監査、報告の独立性を確保したうえで、代表取締役により指名された管理部管理職（1名）が内部監査担当者を兼務しており、また、管理部の監査につきましては、管理部以外の部門の管理職が担当しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務活動が、法令、定款及び諸規定に基づき適切かつ合理的に遂行され、経営目的達成に適切かつ効率的に機能しているかを確認し、監査結果について代表取締役へ報告すると共に、業務改善・能率向上のために必要な助言・勧告をしております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。

また、内部監査人と監査役は、定期的に適宜会合を持ち、内部監査計画及び監査結果等について報告するとともに、両者の監査にとって必要な情報や意見の交換を行っております。さらに、内部監査人と監査役は定期的に会計監査人と会合を持ち、主として財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、三者間で必要な情報や意見の交換を行うことにより、連携を図っております。

そして、このような三者間の連携及び相互補完体制をもって、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の整備・運用状況の有効性の検証及び評価を推進しております。

⑤ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は井上隆司氏及び中塚亨氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、監査業務にかかる補助者の構成は公認会計士3名その他6名であります。また、監査役と会計監査人は、監査報告等の定期的な会合を通じて連携を持ちながら、効率的な監査を行っております。なお、継続監査年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

⑥ 社外取締役と社外監査役の関係

当社は社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。

当社と社外取締役平野正雄、社外監査役中森真紀子及び廣田聡との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。社外取締役は高い独立性を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスにおける、経営の健全性・透明性向上を果たす機能を担っております。なお、内部監査及び会計監査との相互連携につきましては、①企業統治の体制の状況及び②内部統制システムの整備の状況に記載のとおり、情報を共有し、連携体制をとっております。

⑦ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	47,199	47,199	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	4,800	4,800	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—
社外監査役	1,200	1,200	—	—	1

ロ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、役員規程に基づき、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役会にて決定しております。

⑧ 定款で定めた取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役及び監査役の選任決議

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 定款の定めにより取締役会決議とした株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

また、当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑫ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
6,000	—	6,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案、双方協議し、監査役会の同意を得た上で監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）及び当事業年度（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成28年9月1日から平成28年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年3月1日から平成28年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等へ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年2月28日)	当事業年度 (平成28年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 101,378	※ 986,933
売掛金	108,057	191,906
商品	159,902	236,013
貯蔵品	2,850	4,360
前渡金	13,286	6,925
前払費用	26,068	32,468
未収入金	34,964	55,597
その他	13,885	1,475
流動資産合計	460,393	1,515,680
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,851	4,685
減価償却累計額	△425	△968
建物（純額）	4,426	3,717
工具、器具及び備品	21,336	26,197
減価償却累計額	△12,120	△11,879
工具、器具及び備品（純額）	9,215	14,317
リース資産	16,530	16,530
減価償却累計額	△5,916	△9,454
リース資産（純額）	10,613	7,075
有形固定資産合計	24,254	25,109
無形固定資産		
商標権	1,149	1,065
ソフトウエア	17,824	37,052
無形固定資産合計	18,973	38,118
投資その他の資産		
敷金及び保証金	81,838	103,313
投資その他の資産合計	81,838	103,313
固定資産合計	125,066	166,542
資産合計	585,460	1,682,222

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年2月28日)	当事業年度 (平成28年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	81,092	30,975
受託販売預り金	248,243	346,148
リース債務	3,707	3,811
未払金	301,357	256,238
未払費用	18,079	15,381
未払法人税等	1,355	2,696
前受金	17,167	17,359
預り金	4,860	2,112
ポイント引当金	13,808	9,677
その他	—	14,598
流動負債合計	689,671	699,000
固定負債		
リース債務	7,728	3,917
固定負債合計	7,728	3,917
負債合計	697,400	702,918
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	423,283	1,088,045
資本剰余金合計	423,283	1,088,045
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△635,223	△209,763
利益剰余金合計	△635,223	△209,763
株主資本合計	△111,940	978,282
新株予約権	—	1,021
純資産合計	△111,940	979,304
負債純資産合計	585,460	1,682,222

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間 (平成28年11月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	934,186
売掛金	325,867
商品	343,993
貯蔵品	4,901
その他	205,963
流動資産合計	1,814,913
固定資産	
有形固定資産	23,323
無形固定資産	53,224
投資その他の資産	153,611
固定資産合計	230,159
資産合計	2,045,072
負債の部	
流動負債	
買掛金	41,932
受託販売預り金	341,241
短期借入金	50,000
未払金	237,312
未払法人税等	517
ポイント引当金	9,734
その他	100,696
流動負債合計	781,434
固定負債	
その他	989
固定負債合計	989
負債合計	782,424
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	878,282
利益剰余金	283,344
株主資本合計	1,261,626
新株予約権	1,021
純資産合計	1,262,648
負債純資産合計	2,045,072

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
売上高	1,693,376	2,227,833
売上原価		
商品期首たな卸高	62,718	159,902
当期商品仕入高	350,352	438,607
合計	413,071	598,510
商品期末たな卸高	159,902	236,013
商品売上原価	※ 1 253,168	※ 1 362,496
売上総利益	1,440,208	1,865,336
販売費及び一般管理費	※ 2 2,072,798	※ 2 2,073,881
営業損失（△）	△632,590	△208,544
営業外収益		
受取利息	83	165
受取補償金	—	5,551
物品売却益	949	1,252
その他	143	483
営業外収益合計	1,176	7,452
営業外費用		
支払利息	533	304
社債利息	—	1,002
株式交付費	1,809	4,724
その他	76	171
営業外費用合計	2,419	6,203
経常損失（△）	△633,833	△207,295
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 35	※ 3 186
特別利益合計	35	186
特別損失		
固定資産売却損	※ 4 286	—
特別損失合計	286	—
税引前当期純損失（△）	△634,085	△207,108
法人税、住民税及び事業税	1,359	2,655
法人税等調整額	△221	—
法人税等合計	1,138	2,655
当期純損失（△）	△635,223	△209,763

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)
売上高	2,043,002
売上原価	266,509
売上総利益	1,776,493
販売費及び一般管理費	1,618,260
営業利益	158,233
営業外収益	
受取利息	7
物品売却益	1,286
その他	21
営業外収益合計	1,315
営業外費用	
支払利息	259
為替差損	440
営業外費用合計	699
経常利益	158,849
税引前四半期純利益	158,849
法人税、住民税及び事業税	517
法人税等調整額	△125,012
法人税等合計	△124,494
四半期純利益	283,344

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	—	440,898	440,898
当期変動額				
新株の発行	250,000	250,000		250,000
減資	△250,000	△250,000	500,000	250,000
欠損填補			△517,614	△517,614
当期純損失（△）				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△17,614	△17,614
当期末残高	100,000	—	423,283	423,283

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△517,614	△517,614	23,283	23,283
当期変動額				
新株の発行			500,000	500,000
減資			—	—
欠損填補	517,614	517,614	—	—
当期純損失（△）	△635,223	△635,223	△635,223	△635,223
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	△117,609	△117,609	△135,223	△135,223
当期末残高	△635,223	△635,223	△111,940	△111,940

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	—	423,283	423,283
当期変動額				
新株の発行	400,000	400,000		400,000
転換社債型新株予約権付社債の転換	249,993	249,993		249,993
減資	△649,993	△649,993	1,299,986	649,993
欠損填補			△635,223	△635,223
当期純損失（△）				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	664,762	664,762
当期末残高	100,000	—	1,088,045	1,088,045

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△635,223	△635,223	△111,940	—	△111,940
当期変動額					
新株の発行			800,000		800,000
転換社債型新株予約権付社債の転換			499,986		499,986
減資			—		—
欠損填補	635,223	635,223	—		—
当期純損失（△）	△209,763	△209,763	△209,763		△209,763
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				1,021	1,021
当期変動額合計	425,460	425,460	1,090,222	1,021	1,091,244
当期末残高	△209,763	△209,763	978,282	1,021	979,304

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年3月1日 平成27年2月28日)	当事業年度 (自 平成27年3月1日 平成28年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△634,085	△207,108
減価償却費	45,682	24,114
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	5,750	△4,130
受取利息及び受取配当金	△83	△165
支払利息	533	304
社債利息	—	1,002
株式交付費	1,809	4,724
社債発行費	—	171
売上債権の増減額 (△は増加)	△42,617	△83,849
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△97,606	△77,620
未収入金の増減額 (△は増加)	△8,952	△20,633
仕入債務の増減額 (△は減少)	△83,359	△50,116
受託販売預り金の増減額 (△は減少)	192,601	97,905
未払金の増減額 (△は減少)	88,979	△45,118
その他	△7,230	21,542
小計	△538,579	△338,977
利息及び配当金の受取額	83	165
利息の支払額	△533	△1,306
法人税等の支払額	△796	△1,326
営業活動によるキャッシュ・フロー	△539,826	△341,445
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△15,425	△12,192
無形固定資産の取得による支出	△12,610	△31,922
定期預金の預入による支出	△22,500	—
敷金及び保証金の差入による支出	△76,338	△22,675
敷金及び保証金の回収による収入	16,000	1,200
その他	289	187
投資活動によるキャッシュ・フロー	△110,583	△65,402
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△3,606	△3,707
株式の発行による収入	498,190	795,275
社債の発行による収入	—	499,828
その他	—	1,007
財務活動によるキャッシュ・フロー	494,584	1,292,403
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△155,825	885,554
現金及び現金同等物の期首残高	234,703	78,878
現金及び現金同等物の期末残高	※1 78,878	※1 964,433

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウェア	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

ポイント引当金

当社の会員に対して付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許資金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウェア	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

ポイント引当金

当社の会員に対して付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許資金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年2月28日)	当事業年度 (平成28年2月29日)
現金及び預金（注）	22,500千円	22,500千円
計	22,500	22,500

（注） 銀行信用状発行の担保に供しております。

（損益計算書関係）

※ 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が商品売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
	61,715千円	75,794千円

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度65.7%、当事業年度56.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度34.3%、当事業年度43.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
給料及び手当	235,036千円	240,096千円
荷造運搬費	359,512	457,142
広告宣伝費	682,562	387,127
地代家賃	143,340	268,406
ポイント引当金繰入額	13,808	9,677
減価償却費	45,682	24,114

※ 3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
工具、器具及び備品	35千円	186千円

※ 4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
工具、器具及び備品	286千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式A	22,659	—	—	22,659
普通株式B	7,313	—	—	7,313
A種優先株式	71,935	—	—	71,935
B種優先株式	36,893	—	—	36,893
C種優先株式	—	25,000	—	25,000
合計	138,800	25,000	—	163,800

(注) C種優先株式の増加は、第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式A	22,659	—	—	22,659
普通株式B	7,313	—	—	7,313
A種優先株式	71,935	—	—	71,935
B種優先株式	36,893	—	—	36,893
C種優先株式	25,000	—	—	25,000
D種優先株式	—	38,518	—	38,518
E種優先株式	—	10,000	—	10,000
合計	163,800	48,518	—	212,318

(注) D種優先株式の増加は、第三者割当増資20,000株及び新株予約権付社債の転換18,518株によるものであります。

E種優先株式の増加は、第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	第5回新株予約権（ス tock・オプションと しての新株予約権）	—	—	—	—	—	1,021
合計		—	—	—	—	—	1,021

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）	当事業年度 （自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）
現金及び預金勘定	101,378千円	986,933千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△22,500	△22,500
現金及び現金同等物	78,878	964,433

2 重要な非資金取引の内容

新株予約権に関するもの

	前事業年度 （自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）	当事業年度 （自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）
新株予約権の行使による資本金増加額	—	249,993千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	—	249,993
新株予約権の行使による転換社債型新株予 約権付社債減少額	—	500,000

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として物流拠点における什器（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として物流拠点における什器（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1. 金融商品の状況に関する事項**（1）金融商品に対する取組方針**

資金運用については安全性の高い預金等に限定しており、資金調達については銀行借入及び第三者割当増資によっております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約及び取引基本契約に係るものであり、差入先の債務不履行による信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、受託販売預り金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制**① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）**

営業債権については、顧客毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に対応を行う体制としております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、受託販売預り金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提状況等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	101,378	101,378	—
(2) 売掛金	108,057	108,057	—
(3) 未収入金	34,964	34,964	—
(4) 敷金及び保証金	75,288	72,813	△2,474
資産計	319,687	317,212	△2,474
(1) 買掛金	81,092	81,092	—
(2) 受託販売預り金	248,243	248,243	—
(3) リース債務（※）	11,436	11,482	46
(4) 未払法人税等	1,355	1,355	—
(5) 未払金	301,357	301,357	—
(6) 未払費用	18,079	18,079	—
負債計	661,563	661,610	46

※ 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切なレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 受託販売預り金、(4) 未払法人税等、(5) 未払金、(6) 未払費用

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年2月28日)
敷金及び保証金	6,550

敷金及び保証金の一部については、返還時期が確定していないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 敷金及び保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	101,378	—	—	—
売掛金	108,057	—	—	—
未収入金	34,964	—	—	—
敷金及び保証金	—	52,326	—	22,962
合計	244,399	52,326	—	22,962

4. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	3,707	3,811	3,917	—	—	—
合計	3,707	3,811	3,917	—	—	—

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等に限定しており、資金調達については社債発行及び第三者割当増資によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約及び取引基本契約に係るものであり、差入先の債務不履行による信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、受託販売預り金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

営業債権については、顧客毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に対応を行う体制としております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、受託販売預り金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提状況等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	986,933	986,933	—
(2) 売掛金	191,906	191,906	—
(3) 未収入金	55,597	55,597	—
(4) 敷金及び保証金	95,463	95,932	469
資産計	1,329,900	1,330,369	469
(1) 買掛金	30,975	30,975	—
(2) 受託販売預り金	346,148	346,148	—
(3) リース債務（※）	7,728	7,774	45
(4) 未払法人税等	2,696	2,696	—
(5) 未払金	256,238	256,238	—
(6) 未払費用	15,381	15,381	—
負債計	659,170	659,215	45

※ 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切なレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 受託販売預り金、(4) 未払法人税等、(5) 未払金、(6) 未払費用

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成28年2月29日)
敷金及び保証金	7,850

敷金及び保証金の一部については、返還時期が確定していないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 敷金及び保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	986,933	—	—	—
売掛金	191,906	—	—	—
未収入金	55,597	—	—	—
敷金及び保証金	—	95,463	—	—
合計	1,234,437	95,463	—	—

4. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	3,811	3,917	—	—	—	—
合計	3,811	3,917	—	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成27年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年2月29日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成27年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年2月29日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名
(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 49名	当社従業員 52名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 53名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 72,340株	普通株式 64,520株	普通株式 85,700株	普通株式 10,000株
付与日	平成24年8月28日	平成25年10月30日	平成26年11月19日	平成27年2月27日
権利確定条件	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年8月29日 至 平成34年6月28日	自 平成27年10月31日 至 平成35年8月30日	自 平成28年11月20日 至 平成36年9月19日	当社がいずれかの金融商品取引所に上場した日から3ヵ月を経過した日から平成36年12月27日まで

(注) 1. 割当時における新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式Aであります。なお、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款が変更されたことに伴い、普通株式Aは普通株式となっております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年2月期）において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	43,680	61,120	—	—
付与	—	—	85,700	10,000
失効	8,080	11,780	600	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	35,600	49,340	85,100	10,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
権利行使価格 (円)	584	876	1,000	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単位の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法はディスカウントキャッシュフロー方式、類似会社方式等によっております。

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたスtock・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 20,945千円

(2) 当事業年度に権利行使されたスtock・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名
(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションに係る資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
現金及び預金	1,021

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 49名	当社従業員 52名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 53名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 72,340株	普通株式 64,520株	普通株式 85,700株
付与日	平成24年8月28日	平成25年10月30日	平成26年11月19日
権利確定条件	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年8月29日 至 平成34年6月28日	自 平成27年10月31日 至 平成35年8月30日	自 平成28年11月20日 至 平成36年9月19日

	第4回新株予約権 (自社株式オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社取締役 4名	当社従業員 56名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 10,000株	普通株式 204,300株	普通株式 43,500株
付与日	平成27年2月27日	平成27年11月27日	平成27年11月27日
権利確定条件	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	当社がいずれかの金融商品取引所に上場した日から3ヵ月を経過した日から平成36年12月27日まで	自 平成27年11月28日 至 平成37年9月27日	自 平成29年11月28日 至 平成37年9月27日

(注) 1. 割当時における新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式Aであります。なお、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款が変更されたことに伴い、普通株式Aは普通株式となっております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年2月期）において存在したStock・オプション及び自社株式オプションを対象とし、Stock・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権 (Stock・オプション)	第2回新株予約権 (Stock・オプション)	第3回新株予約権 (Stock・オプション)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	35,600	49,340	85,100
付与	—	—	—
失効	1,600	14,460	12,900
権利確定	—	—	—
未確定残	34,000	34,880	72,200
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回新株予約権 (自社株式オプション)	第5回新株予約権 (Stock・オプション)	第6回新株予約権 (Stock・オプション)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	10,000	—	—
付与	—	204,300	43,500
失効	—	—	1,000
権利確定	—	—	—
未確定残	10,000	204,300	42,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	584	876	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回新株予約権 (自社株式オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1,000	1,250	1,250
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	5	—

(注) 平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法はディスカウントキャッシュフロー方式、類似会社方式等によっております。

第5回新株予約権（ストック・オプション）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

② 主な基礎数値及び見積方法

株価変動性（注）1	50%
満期までの期間（注）2	9年間
予想配当（注）3	0円
無リスク利子率（注）4	0.3%

(注) 1. 類似上場企業のヒストリカルボラティリティを参考に算定しております。

2. 付与日：平成27年11月27日 行使期間：平成27年11月28日以降平成37年9月27日まで

3. 直近の配当実績を勘案して算定しております。

4. オプション期間と同程度の年限を有する日本国債の利回りを参考に算定しております。

5. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 155,722千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成27年2月28日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年2月28日)
繰延税金資産	
ポイント引当金	4,977千円
未払費用	5,357
たな卸資産評価損	22,248
繰越欠損金	1,229,110
その他	10,937
繰延税金資産計	1,272,632
評価性引当額	△1,272,632
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度において税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.37%から36.05%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成28年2月29日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年2月29日)
繰延税金資産	
ポイント引当金	3,422千円
たな卸資産評価損	33,753
未払金	4,652
繰越欠損金	1,156,002
その他	15,121
繰延税金資産計	1,212,951
評価性引当額	△1,212,951
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度において税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の税率が変更されました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の36.05%から平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.36%に、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.30%に変更となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.30%から平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%に変更となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

当社はEC事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

当社はEC事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ECサービス	プラットフォームサービス	合計
外部顧客への売上高	1,603,242	90,134	1,693,376

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ECサービス	プラットフォームサービス	合計
外部顧客への売上高	1,983,408	244,424	2,227,833

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区	151億6,360万円	小売業	(被所有)直接18.1	サイトの運営受託	ECサイト受託手数料	23,409	受託販売預り金	40,706

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. ECサイト受託手数料については、一般の取引と同様に交渉の上、決定しております。

なお、取引金額については、受託販売手数料部分のみであるため、期末残高に比べて金額が少なくなっております。

(1株当たり情報)

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
1株当たり純資産額	△927.19円
1株当たり当期純損失金額（△）	△1,059.70円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
当期純損失金額（△）（千円）	△635,223
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純損失金額（△）（千円）	△635,223
普通株式の期中平均株式数（株）	599,440
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類（新株予約権の数9,002個）。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (平成27年2月28日)
純資産の部の合計金額（千円）	△111,940
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	2,925,538
うち、優先株式（千円）	2,925,538
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	△3,037,478
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	3,276,000

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
1株当たり純資産額	△764.71円
1株当たり当期純損失金額（△）	△349.93円

- （注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
当期純損失金額（△）（千円）	△209,763
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純損失金額（△）（千円）	△209,763
普通株式の期中平均株式数（株）	599,440
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類（新株予約権の数19,894個）。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (平成28年2月29日)
純資産の部の合計金額（千円）	979,304
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	4,226,546
うち、優先株式（千円）	4,225,524
うち、新株予約権（千円）	1,021
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	△3,247,241
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	4,246,360

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

1. 新株予約権（ストック・オプション）の発行**第7回新株予約権**

当社は平成28年4月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を無償で発行することを決議し、平成28年5月31日に付与いたしました。

なお、ストック・オプション制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（7）ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

2. 普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の普通株式との交換及び自己株式の消却

平成28年11月16日付で普通株式B7,313株、A種優先株式71,935株、B種優先株式36,893株、C種優先株式25,000株、D種優先株式38,518株及びE種優先株式10,000株を取得するのと引き換えに、普通株式Aを189,659株交付いたしました。また、平成28年11月22日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づき普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を全て消却することを決議し、同日付で消却いたしました。

3. 当社は、平成28年12月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年1月4日付をもって株式分割を行っております。**1. 株式分割の採用の目的**

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることによって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要**(1) 分割方法**

平成29年1月4日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき20株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	212,318株
今回の分割により増加する株式数	4,034,042株
株式分割後の発行済株式総数	4,246,360株
株式分割後の発行可能株式総数	16,984,000株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	平成28年12月16日
②基準日	平成29年1月4日
③効力発生日	平成29年1月4日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を第1四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

（四半期貸借対照表関係）

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第3四半期会計期間 (平成28年11月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	200,000千円
借入実行残高	50,000
差引額	150,000

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)
減価償却費	20,899千円

（株主資本等関係）

当第3四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成28年5月27日開催の定時株主総会決議に基づき、同日をもって剰余金の処分を行いました。

（剰余金の処分）

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損填補を行いました。

①増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 209,763,226円

②減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 209,763,226円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日）

当社は、EC事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	359.60円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	283,344
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	283,344
普通株式の期中平均株式数(株)	787,940
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成28年12月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年1月4日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年1月4日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき20株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	212,318株
今回の分割により増加する株式数	4,034,042株
株式分割後の発行済株式総数	4,246,360株
株式分割後の発行可能株式総数	16,984,000株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	平成28年12月16日
②基準日	平成29年1月4日
③効力発生日	平成29年1月4日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,851	—	166	4,685	968	708	3,717
工具、器具及び備品	21,336	12,192	7,331	26,197	11,879	7,090	14,317
リース資産	16,530	—	—	16,530	9,454	3,537	7,075
有形固定資産計	42,717	12,192	7,497	47,412	22,302	11,337	25,109
無形固定資産							
商標権	1,679	87	—	1,766	700	170	1,065
ソフトウェア	26,907	31,834	12,474	46,266	9,213	8,037	37,052
無形固定資産計	28,586	31,922	12,474	48,033	9,914	8,208	38,118

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	物量倉庫の設備増強	11,201千円
ソフトウェア	E C基幹システムの増強	12,008千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	サーバー	6,050千円
ソフトウェア	在庫管理システムの除却	11,335千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	平成27年5月28日	—	—	0.4	なし	平成28年5月27日
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 新株予約権付社債の行使内容は次のとおりであります。

銘柄	第2回
発行すべき株式	D種優先株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償
株式の発行価格 (円)	27,000
発行価額の総額 (千円)	500,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (千円)	499,986
新株予約権の付与割合 (%)	99.9
新株予約権の行使期間	平成27年5月28日から1年間。期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	3,707	3,811	2.68	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	7,728	3,917	2.68	平成29年～30年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	11,436	7,728	—	—

（注）1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	3,917	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	13,808	9,677	13,808	—	9,677

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	470
預金	
普通預金	963,962
定期預金	22,500
小計	986,462
合計	986,933

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ベリトランス株式会社	83,359
楽天株式会社	72,133
ヤマトフィナンシャル株式会社	24,934
ヤフー株式会社	11,480
合計	191,906

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
108,057	4,599,713	4,515,864	191,906	95.9	11.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

品目	金額（千円）
靴、鞆及び衣料品他	236,013
合計	236,013

ニ. 貯蔵品

区分	金額（千円）
販売及び発送資材	4,360
合計	4,360

② 固定資産

イ. 敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
日本通運株式会社	72,501
合同会社グローバル・アセット・セブン・プロパティーズ	22,962
株式会社ワールド	2,300
ヤマト運輸株式会社	2,000
株式会社フロムスクラッチ	1,500
その他	2,050
合計	103,313

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ムーンスター	6,691
株式会社クロスロード	4,570
株式会社モード・エ・ジャコモ	4,479
株式会社シンコー	4,122
株式会社I DO CORPORATION	3,096
その他	8,015
合計	30,975

ロ. 受託販売預り金

相手先	金額（千円）
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド	155,296
株式会社アルベン	40,706
エコージャパン株式会社	10,916
三鈴商事株式会社	8,866
株式会社ピナ	7,762
その他	122,600
合計	346,148

ハ. 未払金

相手先	金額（千円）
ヤマト運輸株式会社	39,056
ベリトランス株式会社	24,989
グーグル株式会社	22,027
株式会社第一ビルディング	13,922
株式会社五常	12,486
その他	143,756
合計	256,238

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しております。 http://www.locondo.co.jp/ir
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、該当事項は無くなる予定です。

2．当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年 8月22日	秋里 英寿	東京都新宿区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	加藤 英毅	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	普通株式A 300	45,000 (150) (注4)	所有者の事情による
平成26年 8月22日	秋里 英寿	東京都新宿区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	田村 淳	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	普通株式A 150	22,500 (150) (注4)	所有者の事情による
平成26年 8月22日	秋里 英寿	東京都新宿区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	菊地 鉄也	東京都世田谷区	当社従業員	普通株式A 75	11,250 (150) (注4)	所有者の事情による
平成26年 8月22日	秋里 英寿	東京都新宿区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	向井 弘樹	東京都文京区	当社従業員	普通株式A 200	30,000 (150) (注4)	所有者の事情による
平成26年 8月22日	秋里 英寿	東京都新宿区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	浜口 数馬	東京都目黒区	当社従業員	普通株式A 175	26,250 (150) (注4)	所有者の事情による
平成26年 12月2日	Bigfoot GmbH Managing Director Jens Kade	Johannisstr. 20, 10117 Berlin, Germany	特別利害関係者等（大株主上位10名）	FabFurnish GmbH Managing Director Gregor Janknecht	Johannisstr. 20, 10117 Berlin, Germany	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式B 7,313	—	株主の所属する企業グループ再編によるもの（注5）
平成27年 9月11日	加藤 英毅	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	藤樹 賢司	東京都台東区	特別利害関係者等（当社取締役）	普通株式A 250	37,500 (150) (注4)	所有者の当社退職による譲渡
平成27年 9月11日	加藤 英毅	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	中村 知貴	千葉県市川市	当社従業員	普通株式A 150	22,500 (150) (注4)	所有者の当社退職による譲渡
平成27年 9月11日	加藤 英毅	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	高橋 尚久	東京都中野区	当社従業員	普通株式A 150	22,500 (150) (注4)	所有者の当社退職による譲渡
平成27年 9月11日	加藤 英毅	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	菊地 鉄也	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社取締役）	普通株式A 100	15,000 (150) (注4)	所有者の当社退職による譲渡
平成27年 9月11日	加藤 英毅	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	浜口 数馬	東京都目黒区	当社従業員	普通株式A 75	11,250 (150) (注4)	所有者の当社退職による譲渡
平成27年 9月11日	加藤 英毅	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	田村 淳	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	普通株式A 25	3,750 (150) (注4)	所有者の当社退職による譲渡
平成27年 9月11日	加藤 英毅	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	野村 文子	神奈川県川崎市幸区	当社従業員	普通株式A 25	3,750 (150) (注4)	所有者の当社退職による譲渡
平成27年 9月11日	加藤 英毅	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	向井 弘樹	東京都文京区	当社従業員	普通株式A 25	3,750 (150) (注4)	所有者の当社退職による譲渡

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 11月27日	—	—	—	株式会社アルペン 代表取締役社長 水野 泰三	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	D種優先株式 18,518	499,986,000 (27,000)	新株予約権付社債に係る新株予約権の行使
平成28年 4月15日	エキサイト株式会社 代表取締役社長 今川 聖	東京都港区南麻布三丁目20番1号 麻布グリーンテラス4階	特別利害関係者等（大株主上位10名）	Wil Fund I, L.P. Director, Gen Isayama	102 University Ave., Suit 1A, Palo Alto, CA 94301, USA	特別利害関係者等（大株主上位10名）	B種優先株式 17,128	462,456,000 (27,000) (注6)	所有者の事情による
平成28年 11月16日	—	—	—	株式会社アルペン 代表取締役社長 水野 泰三	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	D種優先株式 △38,518 普通株式A 38,518	—	(注) 7
平成28年 11月16日	—	—	—	アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合 無限責任組合員 リード・キャピタル・マネジメント株式会社 代表取締役社長 谷本 徹	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	A種優先株式 △27,665 B種優先株式 △8,471 普通株式A 36,136	—	(注) 7
平成28年 11月16日	—	—	—	ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役豊貴 伸一	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	C種優先株式 △25,000 普通株式A 25,000	—	(注) 7
平成28年 11月16日	—	—	—	テクノロジープエンチャーズ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 伊藤忠テクノロジープエンチャーズ株式会社 代表取締役社長 中野 慎三	東京都港区北青山二丁目5番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	A種優先株式 △17,128 B種優先株式 △6,588 普通株式A 23,716	—	(注) 7

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年 11月16日	—	—	—	アント・リード2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 リード・キャピタル・マネージメント株式会社 代表取締役社長 谷本 徹	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	A種優先株式 △15,152 B種優先株式 △4,706 普通株式A 19,858	—	(注) 7
平成28年 11月16日	—	—	—	WiL Fund I, L.P. Director Gen Isayama	102 University Ave., Suite 1A, Palo Alto, CA 94301, USA	特別利害関係者等（大株主上位10名）	B種優先株式 △17,128 普通株式A 17,128	—	(注) 7
平成28年 11月16日	—	—	—	Sparrowhawk Partners, Inc. President Naoki Mizuguchi	VB Center, Suite 2A, 14 Pohn Umpomp Place, Nett, Pohnpei, FSM 96941	特別利害関係者等（大株主上位10名）	E種優先株式 △10,000 普通株式A 10,000	—	(注) 7
平成28年 11月16日	—	—	—	みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 齊藤 肇	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	A種優先株式 △7,708 普通株式A 7,708	—	(注) 7
平成28年 11月29日	—	—	—	株式会社アルベン 代表取締役社長 水野 泰三	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式A △38,518 普通株式 38,518	—	(注) 7

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年 11月29日	—	—	—	アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合無限責任組合員 リード・キャピタル・マネジメント株式会社 代表取締役社長 谷本 徹	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式A △36,136 普通株式 36,136	—	（注） 7
平成28年 11月29日	—	—	—	ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社 ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式A △25,000 普通株式 25,000	—	（注） 7
平成28年 11月29日	—	—	—	テクノロジープベンチャーズ2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジープベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 中野 慎三	東京都港区北青山二丁目5番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式A △23,716 普通株式 23,716	—	（注） 7
平成28年 11月29日	—	—	—	田中 裕輔	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	普通株式A △11,329 普通株式 11,329	—	（注） 7

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年 11月29日	—	—	—	アント・リード2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 リード・キャピタル・マネージメント株式会社 代表取締役社長 谷本 徹	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式A △19,858 普通株式 19,858	—	(注) 7
平成28年 11月29日	—	—	—	WiL Fund I, L.P. Director Gen Isayama	102 University Ave., Suite 1A, Palo Alto, CA 94301, USA	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式A △17,128 普通株式 17,128	—	(注) 7
平成28年 11月29日	—	—	—	Sparrowhawk Partners, Inc. President Naoki Mizuguchi	VB Center, Suite 2A, 14 Pohn Umpomp Place, Nett, Pohnpei, FSM 96941	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式A △10,000 普通株式 10,000	—	(注) 7
平成28年 11月29日	—	—	—	秋里 英寿	東京都港区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式A △8,430 普通株式 8,430	—	(注) 7
平成28年 11月29日	—	—	—	みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 齊藤 肇	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式A △7,708 普通株式 7,708	—	(注) 7
平成28年 11月29日	—	—	—	田村 淳	東京都杉並区	特別利害関係者等（当社取締役）	普通株式A △675 普通株式 675	—	(注) 7
平成28年 11月29日	—	—	—	藤樹 賢司	東京都台東区	特別利害関係者等（当社取締役）	普通株式A △500 普通株式 500	—	(注) 7
平成28年 11月29日	—	—	—	田村 達裕	東京都文京区	特別利害関係者等（当社取締役）	普通株式A △200 普通株式 200	—	(注) 7

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成26年3月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。）を行っている場合に

は、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は純資産方式を参考として、当事者間で協議の上、決定した価格であります。
5. 平成26年12月19日付のBigfoot GmbH及びFabFurnish GmbHが所属する企業グループ内の組織再編にともない、移動後所有者が無償で継承しております。
6. 移動価格は、直近の第三者割当増資に係る発行価格を参考として、当事者間で協議の上、決定した価格であります。
7. 平成28年11月16日付で普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得するのと引き換えに普通株式Aを交付しております。なお、平成28年11月22日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づき普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を消却することを決議し、同日付で消却しております。また、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款を変更し、普通株式Aは全て普通株式となっております。
8. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（１）	株式（２）	株式（３）
発行年月日	平成26年９月29日	平成27年５月28日	平成28年１月29日
種類	C種優先株式	D種優先株式	E種優先株式
発行数	25,000株	20,000株	10,000株
発行価格	20,000円 (注) 4	25,000円 (注) 4	30,000円 (注) 4
資本組入額	10,000円	12,500円	15,000円
発行価額の総額	500,000,000円	500,000,000円	300,000,000円
資本組入額の総額	250,000,000円	250,000,000円	150,000,000円
発行方法	第三者割当増資	第三者割当増資	第三者割当増資
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 2

項目	転換社債型新株予約権付社債	新株予約権（１）	新株予約権（２）
発行年月日	平成27年５月28日	平成26年11月19日	平成27年２月27日
種類	第２回無担保転換社債型新株予約権付社債	第３回新株予約権 (ストック・オプション)	第４回新株予約権 (自社株式オプション)
発行数	D種優先株式 (注) 5	普通株式A 4,285株 (注) 10	普通株式A 500株 (注) 10
発行価格	(注) 5	20,000円 (注) 4	20,000円 (注) 4
資本組入額	(注) 5	10,000円	10,000円
発行価額の総額	500,000,000円	85,700,000円	10,000,000円
資本組入額の総額	(注) 5	42,850,000円	5,000,000円
発行方法	第三者割当	平成26年11月４日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成27年２月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（自社株式オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	—	—

項目	新株予約権（３）	新株予約権（４）	新株予約権（５）
発行年月日	平成27年11月27日	平成27年11月27日	平成28年５月31日
種類	第５回新株予約権 （ストック・オプション）	第６回新株予約権 （ストック・オプション）	第７回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式A 10,215株（注）10	普通株式A 2,175株（注）10	普通株式A 2,320株（注）10
発行価格	25,100円 （注）４	25,000円 （注）４	30,000円 （注）４
資本組入額	12,550円	12,500円	15,000円
発行価額の総額	256,396,500円	54,375,000円	69,600,000円
資本組入額の総額	128,198,250円	27,187,500円	34,800,000円
発行方法	平成27年11月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成27年11月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成28年４月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）３	（注）３	（注）３

（注）１．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- （１）同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当増資等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - （２）同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第１項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により割当てを受けた募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - （３）同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - （４）新規上場申請者が、前３項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - （５）当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度末日は平成28年２月29日であります。
- ２．同取引所の定める同施行規則第255条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下、「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後６か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 - ３．同取引所の定める同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー法、類似会社方式等により算定された価格を総合的に勘案して決定しております。
5. 発行価格は、会社对新株予約権行使請求書が書面にて到着した日付により、平成27年8月27日までは金25,000円、平成27年8月28日から平成27年11月27日までは金27,000円、平成27年11月28日から平成28年2月27日までは金29,000円、平成28年2月28日から平成28年5月27日までは金31,000円とします。
- 発行数は、以下の計算式により算定します。

$$\text{発行数} = \frac{\text{行使する本新株予約権にかかる本社債の払込金額の総額}}{\text{発行価格}}$$

1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとし、本社債の払込金額の総額から、発行価格に発行数を乗じて得られる金額を控除した金額を、本新株予約権の行使時に現金で償還されるものとします。

資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

資本組入額の総額は、資本組入額に発行数を乗じた金額とします。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権（１）	新株予約権（２）	新株予約権（３）
行使時の払込金額	1株につき20,000円	1株につき20,000円	1株につき25,000円
行使期間	平成28年11月20日から平成36年9月19日まで	当社がいずれかの金融商品取引所に上場した日から3ヵ月を経過した日から平成36年12月27日まで	平成27年11月28日から平成37年9月27日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	新株予約権（４）	新株予約権（５）
行使時の払込金額	1株につき25,000円	1株につき30,000円
行使期間	平成29年11月28日から平成37年9月27日まで	平成30年6月1日から平成38年3月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

7. 新株予約権等(1)は退職等により従業員29名1,280株分の権利が喪失しております。
8. 新株予約権等(4)は退職等により従業員16名695株分の権利が喪失しております。
9. 新株予約権等(5)は退職等により従業員8名735株分の権利が喪失しております。
10. 各新株予約権の目的となる株式の種類は、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、普通株式Aから普通株式となっております。

11. 新株予約権付社債については、その利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	転換社債型新株予約権付社債
利率	年0.4%
行使時の払込金額	－円
行使期間	平成27年5月28日から 平成28年5月27日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	行使の条件 1. 本社債の払込期日の翌日以降、行うことができる。 2. 本社債につき償還がなされた場合は、本社債に付された本新株予約権は行使することができない。 3. 本新株予約権の行使は各社債単位で行うものとし、各社債に付された本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 譲渡に関する事項 一括して譲渡する場合以外に譲渡することができないものとする。

12. 平成28年12月15日開催の取締役会決議により、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は、それぞれ株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額で記載しております。

2【取得者の概況】

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一 資本金332億5,167万円	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	投資事業組合	25,000	500,000,000 (20,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社アルペン 代表取締役社長 水野 泰三 資本金151億6,360万円	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	小売業	20,000	500,000,000 (25,000)	取引先、特別利害関係者等（大株主上位10名）

(注) 1. 株式会社アルペンは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式（3）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Sparrowhawk Partners, Inc. President Naoki Mizuguchi 資本金1百万ドル	VB Center, Suite 2A, 14 Pohn Umpomp Place, Nett, Pohnpei, FSM 96941	投資事業	10,000	300,000,000 (30,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. Sparrowhawk Partners, Inc.は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

転換社債型新株予約権付社債

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社アルペン 代表取締役社長 水野 泰三 資本金151億6,360万円	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	小売業	18,518	499,986,000 (27,000)	取引先、特別利害関係者等（大株主上位10名）

(注) 1. 権利行使により株式に転換しております。

2. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権（１）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
田中 裕輔	東京都世田谷区	会社役員	1,500	30,000,000 (20,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、大株主上位10名)
田村 淳	東京都杉並区	会社役員	250	5,000,000 (20,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
菊地 鉄也	東京都世田谷区	会社員	250	5,000,000 (20,000)	当社従業員
野村 文子	神奈川県川崎市幸区	会社員	120	2,400,000 (20,000)	当社従業員
藤樹 賢司	東京都台東区	会社員	120	2,400,000 (20,000)	当社従業員
浜口 数馬	東京都目黒区	会社員	120	2,400,000 (20,000)	当社従業員
浦崎 めぐみ	東京都目黒区	会社員	90	1,800,000 (20,000)	当社従業員
原本 梨沙	東京都中野区	会社員	60	1,200,000 (20,000)	当社従業員
菅原 良太	東京都葛飾区	会社員	40	800,000 (20,000)	当社従業員
白石 洋佑	千葉県市川市	会社員	40	800,000 (20,000)	当社従業員
川堀 奈知	東京都台東区	会社員	30	600,000 (20,000)	当社従業員
中村 知貴	千葉県市川市	会社員	30	600,000 (20,000)	当社従業員
福羅 弘一	神奈川県川崎市宮前区	会社員	30	600,000 (20,000)	当社従業員
石塚 幸治郎	埼玉県川口市	会社員	30	600,000 (20,000)	当社従業員
近野 洋一	埼玉県さいたま市中央区	会社員	30	600,000 (20,000)	当社従業員
大石 由美子	神奈川県横浜市港南区	会社員	30	600,000 (20,000)	当社従業員
前田 晴美	東京都大田区	会社役員	30	600,000 (20,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
黒澤 篤史	東京都渋谷区	会社員	30	600,000 (20,000)	当社従業員
志村 卓也	埼玉県三郷市	会社員	20	400,000 (20,000)	当社従業員
水野 はづき	東京都豊島区	会社員	20	400,000 (20,000)	当社従業員
松田 智子	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	20	400,000 (20,000)	当社従業員
小川 太郎	千葉県船橋市	会社員	20	400,000 (20,000)	当社従業員
阿久津 匡志	千葉県松戸市	会社員	20	400,000 (20,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
及川 里奈	千葉県市川市	会社員	20	400,000 (20,000)	当社従業員
鈴木 涼子	神奈川県横浜市金沢区	会社員	20	400,000 (20,000)	当社従業員
関谷 啓太	神奈川県横浜市港北区	会社員	20	400,000 (20,000)	当社従業員
村中 佑三子	東京都杉並区	会社員	10	200,000 (20,000)	当社従業員
齋藤 潤	東京都江戸川区	会社員	5	100,000 (20,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 菊地鉄也及び藤樹賢司は、平成27年5月26日の定時株主総会において取締役選任されたため、特別利害関係者等（当社取締役）となりました。なお、菊地鉄也は、平成28年5月27日付で当社取締役を退任いたしました。

3. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
野村證券株式会社 代表執行役社長 永井 浩二 資本金100億円	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	証券業	500	10,000,000 (20,000)	特別利害関係者等 (金融商品取引業者等) 社外協力者

(注) 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権（3）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
田中 裕輔	東京都世田谷区	会社役員	9,300	233,430,000 (25,100)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、大株主上位10名)
藤樹 賢司	東京都渋谷区	会社役員	415	10,416,500 (25,100)	特別利害関係者等 (当社取締役)
田村 淳	東京都杉並区	会社役員	250	6,275,000 (25,100)	特別利害関係者等 (当社取締役)
菊地 鉄也	東京都世田谷区	会社役員	250	6,275,000 (25,100)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 1. 菊地鉄也は、平成28年5月27日付で当社取締役を退任いたしました。

2. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権（４）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
中村 知貴	千葉県市川市	会社員	80	2,000,000 (25,000)	当社従業員
志村 卓也	埼玉県三郷市	会社員	80	2,000,000 (25,000)	当社従業員
野村 文子	神奈川県川崎市幸区	会社員	80	2,000,000 (25,000)	当社従業員
浜口 数馬	東京都目黒区	会社員	80	2,000,000 (25,000)	当社従業員
西巻 直子	東京都北区	会社員	80	2,000,000 (25,000)	当社従業員
小宮 孝広	東京都渋谷区	会社員	60	1,500,000 (25,000)	当社従業員
大岡 敏朗	東京都杉並区	会社員	60	1,500,000 (25,000)	当社従業員
福羅 弘一	神奈川県川崎市宮前区	会社員	50	1,250,000 (25,000)	当社従業員
白石 洋佑	千葉県市川市	会社員	50	1,250,000 (25,000)	当社従業員
黒澤 篤史	東京都渋谷区	会社員	50	1,250,000 (25,000)	当社従業員
長谷川 貴之	神奈川県川崎市宮前区	会社員	50	1,250,000 (25,000)	当社従業員
川堀 奈知	東京都台東区	会社員	40	1,000,000 (25,000)	当社従業員
石塚 幸治郎	埼玉県川口市	会社員	40	1,000,000 (25,000)	当社従業員
近野 洋一	埼玉県さいたま市中央区	会社員	40	1,000,000 (25,000)	当社従業員
大石 由美子	神奈川県横浜市港南区	会社員	40	1,000,000 (25,000)	当社従業員
小川 太郎	千葉県船橋市	会社員	40	1,000,000 (25,000)	当社従業員
阿久津 匡志	千葉県松戸市	会社員	40	1,000,000 (25,000)	当社従業員
菅原 良太	東京都葛飾区	会社員	40	1,000,000 (25,000)	当社従業員
鈴木 涼子	神奈川県横浜市金沢区	会社員	40	1,000,000 (25,000)	当社従業員
関谷 啓太	神奈川県横浜市港北区	会社員	40	1,000,000 (25,000)	当社従業員
原本 梨沙	東京都中野区	会社員	40	1,000,000 (25,000)	当社従業員
水野 はづき	東京都豊島区	会社員	30	750,000 (25,000)	当社従業員
松田 智子	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	30	750,000 (25,000)	当社従業員
齋藤 潤	東京都江東区	会社員	30	750,000 (25,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
村中 佑三子	東京都杉並区	会社員	30	750,000 (25,000)	当社従業員
河野 莉奈	東京都世田谷区	会社員	30	750,000 (25,000)	当社従業員
工藤 悟	東京都江東区	会社員	30	750,000 (25,000)	当社従業員
幸村 多朗	東京都渋谷区	会社員	15	375,000 (25,000)	当社従業員
三上 真歩	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	15	375,000 (25,000)	当社従業員
篠崎 智貴	東京都江東区	会社員	15	375,000 (25,000)	当社従業員
成田 陽	東京都江東区	会社員	15	375,000 (25,000)	当社従業員
北村 亜美	神奈川県横浜市緑区	会社員	15	375,000 (25,000)	当社従業員
轟木 友里	東京都町田市	会社員	15	375,000 (25,000)	当社従業員
伊藤 弘希	埼玉県さいたま市緑区	会社員	15	375,000 (25,000)	当社従業員
高橋 尋美	埼玉県富士見市	会社員	15	375,000 (25,000)	当社従業員
佐藤 雅彦	東京都板橋区	会社員	15	375,000 (25,000)	当社従業員
高野 大	東京都練馬区	会社員	15	375,000 (25,000)	当社従業員
田上 譲江	東京都世田谷区	会社員	10	250,000 (25,000)	当社従業員
岸 あかね	東京都世田谷区	会社員	10	250,000 (25,000)	当社従業員
寺沢 水優	東京都八王子市	会社員	10	250,000 (25,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権（５）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
田村 達裕	東京都文京区	会社役員	300	9,000,000 (30,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
福羅 弘一	神奈川県川崎市宮前区	会社員	90	2,700,000 (30,000)	当社従業員
志村 卓也	埼玉県三郷市	会社員	90	2,700,000 (30,000)	当社従業員
白石 洋佑	千葉県市川市	会社員	90	2,700,000 (30,000)	当社従業員
黒澤 篤史	東京都渋谷区	会社員	90	2,700,000 (30,000)	当社従業員
小宮 孝広	東京都渋谷区	会社員	90	2,700,000 (30,000)	当社従業員
大岡 敏朗	東京都杉並区	会社員	90	2,700,000 (30,000)	当社従業員
高野 大	東京都練馬区	会社員	75	2,250,000 (30,000)	当社従業員
小川 太郎	千葉県船橋市	会社員	60	1,800,000 (30,000)	当社従業員
菅原 良太	東京都葛飾区	会社員	60	1,800,000 (30,000)	当社従業員
関谷 啓太	神奈川県横浜市港北区	会社員	60	1,800,000 (30,000)	当社従業員
原本 梨沙	東京都中野区	会社員	60	1,800,000 (30,000)	当社従業員
長谷川 貴之	神奈川県川崎市宮前区	会社員	60	1,800,000 (30,000)	当社従業員
高橋 尋美	埼玉県富士見市	会社員	60	1,800,000 (30,000)	当社従業員
大野 鷹士	東京都国立市	会社員	45	1,350,000 (30,000)	当社従業員
西巻 直子	東京都北区	会社員	30	900,000 (30,000)	当社従業員
鈴木 理沙	東京都渋谷区	会社員	30	900,000 (30,000)	当社従業員
篠崎 智貴	東京都江東区	会社員	15	450,000 (30,000)	当社従業員
北村 亜美	神奈川県横浜市緑区	会社員	15	450,000 (30,000)	当社従業員
伊藤 弘希	埼玉県さいたま市緑区	会社員	15	450,000 (30,000)	当社従業員
幸村 多朗	東京都渋谷区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
三上 真歩	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
成田 陽	東京都江東区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
長塚 麻美	東京都あきる野市	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
轟木 友里	東京都町田市	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
岸 あかね	東京都世田谷区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
寺沢 水優	東京都八王子市	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
中村 尚央	東京都江東区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
高橋 薫	東京都渋谷区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
池上 雄介	東京都江東区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
笠松 真里	千葉県船橋市	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
天野 修敬	東京都世田谷区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
野崎 彩香	千葉県浦安市	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
本木 美穂	埼玉県草加市	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
齋藤 衡正	埼玉県春日部市	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員
平田 達寛	東京都杉並区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 田村達裕は平成28年6月1日に取締役役に就任したため、特別利害関係者等(当社取締役)となりました。

3. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は、株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
株式会社アルペン※1	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	770,360	16.61
アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	722,720	15.58
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	500,000	10.78
テクノロジーベンチャーズ2号投資事業有限責任組合※1	東京都港区北青山二丁目5番1号	474,320	10.22
田中 裕輔※1、2	東京都世田谷区	442,580 (216,000)	9.54 (4.66)
アント・リード2号投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	397,160	8.56
WiL Fund I, L.P. ※1	102 University Ave., Suit 1A, Palo Alto, CA 94301, USA	342,560	7.38
Sparrowhawk Partners, Inc. ※1	VB Center, Suite 2A, 14 Pohn Umpomp Place, Nett, Pohnpei, FSM 96941	200,000	4.31
秋里 英寿※1	東京都港区	168,600	3.63
みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	154,160	3.32
FabFurnish GmbH	Johannisstr. 20, 10117 Berlin, Germany	146,260	3.15
ネオステラ1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋一丁目17番10号	85,640	1.85
菊地 鉄也	東京都世田谷区	38,500 (25,000)	0.83 (0.54)
田村 淳※3	東京都杉並区	38,500 (25,000)	0.83 (0.54)
藤樹 賢司※3	東京都渋谷区	22,500 (12,500)	0.48 (0.27)
野村 文子※5	神奈川県川崎市幸区	13,000 (7,500)	0.28 (0.16)
浜口 数馬※5	東京都目黒区	11,500 (5,000)	0.25 (0.11)
中村 知貴※5	千葉県市川市	10,800 (5,800)	0.23 (0.13)
野村證券株式会社※4	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	10,000 (10,000)	0.22 (0.22)
田村 達裕※3	東京都文京区	10,000 (6,000)	0.22 (0.13)
志村 卓也※5	埼玉県三郷市	5,000 (5,000)	0.11 (0.11)
福羅 弘一※5	神奈川県川崎市宮前区	4,600 (4,600)	0.10 (0.10)
白石 洋佑※5	千葉県市川市	3,600 (3,600)	0.08 (0.08)
小川 太郎※5	千葉県船橋市	3,540 (3,540)	0.08 (0.08)
黒澤 篤史※5	東京都渋谷区	3,400 (3,400)	0.07 (0.07)
川堀 奈知※5	東京都台東区	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合 (%)
石塚 幸治郎※ 5	埼玉県川口市	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)
近野 洋一※ 5	埼玉県さいたま市中央区	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)
大石 由美子※ 5	神奈川県横浜市港南区	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)
原本 梨沙※ 5	東京都中野区	3,200 (3,200)	0.07 (0.07)
渡邊 晴美※ 5	東京都大田区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
小宮 孝広※ 5	東京都渋谷区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
大岡 敏朗※ 5	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
菅原 良太※ 5	東京都葛飾区	2,800 (2,800)	0.06 (0.06)
関谷 啓太※ 5	神奈川県横浜市港北区	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
水野 はづき※ 5	東京都豊島区	2,200 (2,200)	0.05 (0.05)
松田 智子※ 5	神奈川県横浜市神奈川区	2,200 (2,200)	0.05 (0.05)
西巻 直子※ 5	東京都北区	2,200 (2,200)	0.05 (0.05)
長谷川 貴之※ 5	神奈川県川崎市宮前区	2,200 (2,200)	0.05 (0.05)
浦崎 めぐみ※ 5	東京都目黒区	1,800 (1,800)	0.04 (0.04)
高野 大※ 5	東京都練馬区	1,800 (1,800)	0.04 (0.04)
阿久津 匡志※ 5	千葉県松戸市	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
高橋 尋美※ 5	埼玉県富士見市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
田上 譲江※ 5	東京都世田谷区	1,400 (1,400)	0.03 (0.03)
鈴木 涼子※ 5	神奈川県横浜市金沢区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
所有株式数900株の株主 1 名	—	900 (900)	0.02 (0.02)
所有株式数800株の株主 1 名	—	800 (800)	0.02 (0.02)
所有株式数700株の株主 1 名	—	700 (700)	0.02 (0.02)
所有株式数600株の株主 6 名	—	3,600 (3,600)	0.08 (0.08)
所有株式数500株の株主 4 名	—	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
所有株式数400株の株主 3 名	—	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
所有株式数300株の株主 1 名	—	300 (300)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合 (%)
所有株式数200株の株主11名	—	2,200 (2,200)	0.05 (0.05)
計	—	4,639,300 (392,940)	100.00 (8.47)

(注) 1. 「氏名又は名称」の欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- 2 特別利害関係者等（当社代表取締役）
- 3 特別利害関係者等（当社取締役）
- 4 特別利害関係者等（金融商品取引業者等）
- 5 当社の従業員

2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年1月24日

株式会社ロコンド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

井上 隆司

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中塚 亨

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロコンドの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロコンドの平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成28年11月16日付で、普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と普通株式を交換している。また、平成28年11月22日の取締役会において、自己株式の消却を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年1月24日

株式会社ロコンド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

井上 隆司

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中塚 亨

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロコンドの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロコンドの平成27年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年1月24日

株式会社ロコンド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

井上 隆司

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中塚 亨

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロコンドの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第7期事業年度の第3四半期会計期間（平成28年9月1日から平成28年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年3月1日から平成28年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ロコンドの平成28年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。